

令和元年第2回東大和市議会定例会会議録第15号

令和元年6月18日（火曜日）

出席議員（22名）

1番	関田	貢	君	2番	大后	治雄	君
3番	二宮	由子	君	4番	実川	圭子	君
5番	森田	真一	君	6番	尾崎	利一	君
7番	上林	真佐恵	君	8番	中村	庄一郎	君
9番	根岸	聡彦	君	10番	木下	富雄	君
11番	森田	博之	君	12番	蜂須賀	千雅	君
13番	関田	正民	君	14番	和地	仁美	君
15番	佐竹	康彦	君	16番	荒幡	伸一	君
17番	木戸岡	秀彦	君	18番	東口	正美	君
19番	中間	建二	君	20番	大川	元	君
21番	床鍋	義博	君	22番	中野	志乃夫	君

欠席議員（なし）

議会事務局職員（4名）

事務局長	鈴木	尚	君	事務局次長	並木	俊則	君
議事係長	尾崎	潔	君	主任	高石	健太	君

出席説明員（31名）

市長	尾崎	保夫	君	副市长	小島	昇公	君
教育長	真如	昌美	君	企画財政部長	田代	雄己	君
総務部長	阿部	晴彦	君	市民部長	村上	敏彰	君
子育て支援部長	吉沢	寿子	君	福祉部長	田口	茂夫	君
福祉部参事	伊野宮	崇	君	環境部長	松本	幹男	君
都市建設部長	鈴木	菜穂美	君	学校教育部長	田村	美砂	君
学校教育部参事	佐藤	洋士	君	社会教育部長	小俣	学	君
企画課長	荒井	亮二	君	公共施設等 マネジメント課長	遠藤	和夫	君
保険年金課長	岩野	秀夫	君	子育て支援課長	鈴木	礼子	君
子育て支援部 副参事	榎本	豊	君	福祉部副参事	原	里美	君

生活福祉課長 川田 貴之 君
環境課長 宮鍋 和志 君
都市計画課長 神山 尚 君
建築課長 中橋 健 君
学校教育部
副参事 吉岡 琢真 君
社会教育課長 高田 匡章 君

障害福祉課長 小川 則之 君
ごみ対策課長 中山 仁 君
土木課長 寺島 由紀夫 君
教育総務課長 石川 博隆 君
給食課長 斎藤 謙二郎 君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（中間建二君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（中間建二君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○議長（中間建二君） 通告順に従い、6番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

[6番 尾崎利一君 登壇]

○6番（尾崎利一君） おはようございます。日本共産党の尾崎利一です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、国民健康保険税の6年連続値上げと保険税引き下げについて。

市は、国民健康保険税を6年連続で値上げして1.4倍化を図るとして、既に2年連続で1億円を超える値上げを行いました。今でもサラリーマンの1.7倍もの高過ぎる保険税は値上げでなく引き下げるべきと考えますが、以下伺います。

①全国市長会は、国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引き上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じるよう国に提言しています。市長は、国民健康保険制度に対する、責任と負担のあり方についてどのように考えているのか伺います。

②市民の暮らし、とりわけ国民健康保険加入世帯の暮らしの実態について、市長の認識を伺います。

③国民健康保険税については値上げでなく、引き下げ、負担軽減こそが求められていると考えますが、市長の考えと対応について伺います。

2、子供の貧困対策について。

内閣府は、5月13日、子供の貧困に関する支援をしている団体の65.8%が資金不足に直面しているとの調査結果を発表しました。

以下伺います。

①市長は、2016年の第2回市議会定例会で、子供の成長や生活がその生まれ育った環境により左右されることから、貧困の連鎖が生まれ、格差が広がっている。子供の将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのない環境整備が必要と答弁しました。改めて現状と認識を伺います。

②子供の貧困対策については、貧困な子供の対策ではなく、全ての子供を対象にした施策の底上げ・拡充こそ必要とされています。市の施策と課題について伺います。

3、難聴者支援「聞こえのバリアフリー」について。

70歳以上の高齢者の約半数が加齢性難聴になると言われています。

以下伺います。

①難聴者の実態についての市長の認識を伺います。

②難聴者に対する公的支援、市の施策の現状と課題について伺います。

4、フレイル予防について。

健康と要介護状態の間の弱っている状態であると同時に、頑張れば健康状態に少しでも戻れる段階でもあるフレイルに注目し、フレイル予防事業に取り組む自治体がふえています。

以下伺います。

①フレイル予防についての市長の認識を伺います。

②市の取り組みと課題について伺います。

5、国・都・市有地の活用、特に特別支援学校、特養ホーム、保育園など福祉施設、スポーツ施設の整備・拡充について。

市内には未利用の国有地が約3万平米、未利用の都営団地の空き地8.3万平米のほか保育園用地として4カ所が示されています。市の未利用地としては、みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター用地を合わせて約7,700平米、ほかに市営団地の空き地があります。

福祉の向上に役立てるべきと考えますが、以下伺います。

①現在の到達点とこの間の推移、市の取り組みについて伺います。

②みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地について、検討状況を伺います。

以上です。

再質問については自席にて行わせていただきます。よろしく申し上げます。

[6番 尾崎利一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

初めに、国民健康保険制度に対する考え方についてであります。市は、広域化された国民健康保険制度の中で、地域における資格管理や課税、徴収、保健事業の実施等の事業をきめ細かく運営する責任があるものと考えております。そのため、医療費の適正化に資する保健事業の実施や収納率向上の取り組み等の施策を講じているところであります。

また、国や東京都の公費の拡充につきましては、東京都市長会を通じた要望を続けてまいります。

次に、国民健康保険加入世帯の暮らしの実態についてであります。国民健康保険は、加入者の年齢構成が高く、1人当たりの医療費水準が高いことから、被用者保険と比べ所得に対する保険税負担が高く感じられる場合があります。

しかしながら、一定の所得基準を下回る世帯には保険税の軽減が図られており、加入世帯の所得に応じた保険税負担になっているものと認識しております。

次に、国民健康保険税の改定についてであります。市は、国が設けた特例基金によって国民健康保険税の急増抑制が図られている間に国民健康保険財政の健全化を図ることが市民の皆様への影響を最も抑えられるものと考え、国民健康保険の財政健全化計画を策定いたしました。

今後もこの計画に基づき、国民健康保険税の改定に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、子供の貧困についての現状と認識についてであります。国の平成27年の子供の貧困率は13.9%で、前回の平成24年調査と比べ2.4ポイント改善し、貧困状態にある子供の数は7人に1人と改善しております。

市の状況につきましては、児童扶養手当受給者数はほぼ横ばいで、生活保護の国の統計上の区分であります母子世帯数は減少の傾向にあります。また、小中学校での就学援助の利用につきましても減少の傾向となっております。

子供の貧困につきましては、子供の将来がその生まれ育った環境に左右されることのない環境の整備がされていくことが必要であると認識しております。

次に、市の施策と課題についてであります。子供の貧困に係る施策につきましては、生活保護や生活困窮者自立支援法に基づく施策を初め、こども食堂への補助や教育支援などの施策を実施しております。

課題につきましては、子供の貧困問題は家族関係が複雑に絡み合っており、子供を含めた家族支援の視点を持ち、各分野の関係機関が連携して継続的・包括的な支援を行っていく仕組みの構築であると考えております。

次に、加齢による難聴者についての認識についてであります。日本耳鼻咽喉科学会の資料によりますと、60歳代で聞こえが悪くなったと感じる人が急激にふえ、65歳から74歳では3人に1人、75歳以上では約半数が難聴に悩んでいると言われておりとされております。また、難聴により危険を察知する機能が低下したり、家族や友人とのコミュニケーションがうまくいなくなるなど社会生活に支障を来すものと考えております。

次に、難聴者に対する公的支援、市の施策の現状と課題についてであります。一定の基準以上の聴力障害がある方には身体障害者手帳が交付され、補聴器や日常生活用具の給付、手話通訳者や要約筆記者の派遣等を受けることができます。

今後加齢による難聴者に対して、身体障害者手帳制度などについてさらなる周知を図ることが課題であると考えております。

次に、フレイル予防についての認識についてであります。フレイルは加齢とともに心身の機能が低下した虚弱状態のことで、要介護状態などになるリスクが高いとされています。フレイルを早期に発見し、食事や運動など適切な対応により要介護状態を回避することができ、健康寿命の延伸にも資することから、その対応は重要なものであると考えております。

次に、市の取り組みと課題についてであります。現在市ではフレイルという言葉を使った事業は実施しておりませんが、介護予防事業として介護予防の推進のための取り組みを行っております。

取り組みの主な内容であります。介護予防の普及啓発として、介護予防に関する講演会や筋力トレーニングなどの教室を実施しております。

また、地域における介護予防活動の支援として、介護予防に関する主体的な活動を行う介護予防リーダーや東大和元気ゆうゆう体操普及推進員の養成を行うとともに、活動の支援などを行っております。

課題につきましては、講演会や教室の終了後にも介護予防活動を自主的に継続していただくための働きかけや、介護予防リーダーや東大和元気ゆうゆう体操普及推進員の高齢化などによる事業の継続性などが挙げられます。

次に、国有地及び公有地の活用の検討状況についてであります。桜が丘2丁目の国有地につきましては、特別養護老人ホームを整備する候補地の一つとして検討を行っております。桜が丘3丁目の公有地につきましては、令和2年度の取得に向けて利用計画を策定することが求められておりますが、具体的な検討には至っておりません。

また、公有地についてであります。都営東京街道団地につきましては、東京街道団地地区地区計画に基づき、公園や運動広場などについて東京都と協議を進めているところであります。都営向原団地につきましては、東京都が実施しました都立特別支援学校の設置方針に関する説明会の結果を踏まえ、設置に向けた協議を進めてまいります。

次に、みのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地の検討状況についてであります。それぞれの跡地の利活用につきましては公募型市場調査を実施し、みのり福祉園跡地につきましては平成31年3月に、2つの学校給食センター跡地につきましては平成31年4月に参加事業者との対話内容につきまして公表を行ったとこ

ろであります。

今後公募型市場調査の結果等を踏まえ、平成31年度中にみのり福祉園跡地と2つの学校給食センター跡地の利活用に係る方針を策定してまいりたいと考えております。

以上です。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

それでは、国民健康保険税の問題から再質問を行います。

「国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じる」よう国にお聞きする、これは全国市長会が昨年6月6日に行った国民健康保険制度に関する重点提言の引用です。国庫負担割合の引き上げなどを国の責任と負担で行わなければ、国民健康保険制度の安定的・持続的運営は困難になるという認識を市長会は持っているということだと思います。

市長はこの点どう考えているのか伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険財政の基盤強化のために国によるさらなる財政支援が必要であるとの認識は市としても共有してるところでございます。

そのため、市といたしましては、東京都市長会を通じまして、東京都に対して国の公費拡充について要望をしているところでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ここでとりわけ、国の責任と負担でっていうふうに言ってるんですね。これについてはどうですか。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険は国民皆保険の最後のとりででございますので、当然国の責任と負担でやっていただくのがベストだと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 国民健康保険加入者のかつては7割が農林水産業と自営業者っていうふうに言われてたわけですけども、今では43%が無職者、34%が非正規雇用などの被用者で合わせて8割近くになっているっていう状況です。この25年間に1人当たり保険料は6万5,000円から9万4,000円に引き上がりました。一方で、国保加入世帯の平均所得は276万円から138万円に半減しています。大幅な公費負担引き上げによって国保税、引き下げなければならないというふうに考えますが、市長の見解を伺います。

○市民部長（村上敏彰君） 国民健康保険税の考え方といたしましては、必要となる医療費等の給付の財源を保険税と公費で50対50となるよう法令で定められております。保険税と公費の負担の割合を法定どおりにすることによりまして受益と負担の均衡を図ることが国民健康保険制度の安定的な運営に必要となるものと、このように考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 法律は変えればいいんですよね、別にね。実際に、これから聞きますけれども、サラリーマンが入っている保険制度の自己負担との関係でいうとどうなるのかっていうことを考えれば、もしそれが法律でそれを守らなくちゃいけないということであれば、それは変えればいいだけの話です。

市長の御答弁で、被用者保険と比べて所得に対する保険税負担が高く、これサラリーマンの入ってる保険で

すね、高く感じられる場合があると、感じられる場合があると答弁しました。高く感じられる場合というのはどういうことでしょうか。実際に高いから高く感じられるのか、実際は高くないのに高く感じられるのか、伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 被用者保険の保険料との比較におきまして、所得階層や世帯構成、年齢等によって他の制度よりも保険税額が高くなる場合がございます。

被用者保険の資格を喪失して国民健康保険に加入された際に負担感を感じられる場合がございますが、被用者保険や国民健康保険のそれぞれの制度の仕組みの中で、加入者の実情に応じた保険料となっているものと認識してございます。

なお、国民健康保険につきましては、所得の低い世帯を対象といたしました7割、5割、2割の均等割の軽減制度がございます。このうち5割、2割の軽減判定所得の見直しにつきましては見直しが行われてございまして、対象が拡大されているところがございますことから、制度として負担軽減が図られているものと認識してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今の答弁は、国民健康保険のほうが高いけれども、制度が違うんだから、そういう違いはあるんだと。制度の中では所得に応じた負担になってるんだってということだったと思います。けれども、制度が違うから仕方がないってということで、国民、加入者が納得できるのかってというのは全く別の問題だと思います。

昨年10月9日の財政制度審議会の資料で各保険者の比較っていう表があります。この表によると、中小企業サラリーマンが加入する協会けんぽの場合、1人当たりの平均所得は145万円に対して1人当たりの平均保険料は10万9,000円、保険料負担率は7.5%となっています。大企業サラリーマンの加入する組合健保の場合は、1人当たり平均所得211万円、保険料は12万2,000円、5.8%の負担率です。

市町村国保の場合はどうなっているか伺います。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 平成30年10月9日の財政制度審議会の資料を確認する限りでは、市町村国保の保険料負担率につきましては10.0%と記載されてございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） そういうことです。ちなみに、加入者1人当たり平均所得は84万円、1人当たり平均保険料は8万4,000円というふうにこの表では記載をされ、したがって10%ということです。

そうすると、平均の保険料の負担率で国保加入者は協会けんぽ加入者の1.3倍以上、組合健保加入者の1.7倍以上になっています。実際に高いからこそ高く感じられるというのが事実ではないでしょうか。

先ほど国民健康保険税全体で平均保険料は8.4万円と言いましたけれども、厚生労働省の資料では現在9万5,000円になっています。東大和市でもことし1月かな、2月かな、全員協議会——1月ですね、全員協議会に対する説明資料によると、今年度値上げ前の1人当たり保険税課税額は8万9,786円で、5,456円の値上げですから、値上げ後は9万5,242円となります。これで間違いないでしょうか。

また、東大和市の国民健康保険加入者の1人当たりの平均所得は幾らになるのか伺います。平成30年度当初課税時点での被保険者数、世帯数、課税所得額、総所得額、ここから割り出した1人当たり総所得額をそれぞれお答えください。

○保険年金課長（岩野秀夫君） 御質問の件は、国民健康保険の財政健全化計画に基づく保険税の見直しを行う

ため、平成30年度の当初課税時の所得額をベースに用いました試算でございます。実際の平成31年度の保険税調定額とは誤差が生じるものと考えてございます。

また、御質問の平成30年度当初課税時のそれぞれの数字について回答させていただきます。

平成30年度の当初課税時につきまして、まず被保険者数が2万388人、世帯数が1万2,856世帯、総所得額が約188億7,800万、課税所得額につきましては約155億2,100万となります。この基礎控除前の総所得額を被保険者数で除した1人当たり所得になりますと、1人当たり約92万6,000円になるものと認識してございます。

なお、この算出に用いました総所得額につきましては、例えば相続等によって生じた一時的な所得等を含むものでございまして、また課税所得の総額全てが税に反映されるものではなく、課税の限度額を超える所得分につきましては税に影響を与えないものとなります。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 今の答弁で、東大和市でも1人当たりの所得92万6,000円に対して9万5,000円の保険税、1割以上の高い水準になっています。全国水準を上回っているという状況です。

40代夫婦と子供2人の世帯で夫の給与収入400万円の場合、中小企業サラリーマンの加入する協会けんぽの保険料本人負担分は23万3,988円です。東大和市の国民健康保険税、この場合幾らになるのか伺います。

○保険年金課長(岩野秀夫君) 御質問のモデルケースにおきまして、専業主婦の世帯の仮定となりますが、平成31年度の保険税率で試算いたしますと年額で41万2,900円となります。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 月に平均して33万円の給与収入で年間41万2,900円の保険税になる。中小企業サラリーマンの場合は23万3,988円ということですから、やはり1.7倍を大きく超えるという状況です。連続値上げ後には、これ48万2,700円になる計算になっています。めちゃくちゃな計画だと思います。計画どおり6年連続値上げをしたら、1人平均所得92万6,000円に対して、1人平均の保険税は12万円近く、ですから保険料負担率は13%近い負担率になってしまうという計画です。これめちゃくちゃな計画ではないですか。いかがでしょうか。

○保険年金課長(岩野秀夫君) 市では、国民健康保険税の急増抑制のために、国が設けた特例基金がある間に赤字補填の繰り入れを解消することが最も保険税の抑制につながるものと考え、財政健全化計画を策定し、この計画に基づきまして保険税の見直しを行っているところでございます。

また、保健事業等の取り組みによる市民の皆様の健康の保持増進及びこれによる医療費の適正化、保険者努力支援制度の交付金の活用等によりまして、保険税の抑制につきましても引き続き行ってまいりたいと考えてございます。

現行の国民健康保険制度におきまして、市民の皆様が安心して医療を受けられるよう、安定的な運営を図るために、計画に基づきまして財政の健全化に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 私、めちゃくちゃと言ってるのは、こうした事実があつて、その責任をどこに負わせるのかっていう問題なんです。行政の側に責任があるのか、それとも加入者の側に責任があるのか、この問題、明確にしなければ解決の方向は見えてこないということになると思います。

現行でサラリーマンの1.7倍も払わされている国民健康保険加入者の側に国保会計赤字の責任など、一片たりともありません。所得はサラリーマンの4割から7割程度しかないんだから、負担率はせめてサラリー

マン並みに負担を引き下げる、これが行政の責任ではないんですか。この責任を投げ捨てて赤字を全部加入者に押しつけるというやり方では、これはおかしい。これおかしいから、国の負担と責任で国民健康保険制度を立て直すべきだというのが全国市長会の主張なんではないですか。市長いかがでしょうか、この点。

○市民部長（村上敏彰君） 平成30年度からの国民健康保険の制度改革で国民健康保険を安定的・持続的なものとするため、国として3,400億円の公費を投入して財政基盤の安定化を図ってるところではありますが、国民健康保険制度は加入者の年齢層が高く、あるいは1人当たりの医療費が高いなどの構造的な課題による厳しい財政運営が続いております。

市といたしましては、東京都市長会を通じまして国や東京都への公費拡充の要望を続けておるところではございますが、現行制度において国民健康保険を安定的に運営するためには、国民健康保険の財政の健全化を図る必要がありますことから、保健事業等により医療費の適正化、収納率の向上などによる保険者努力支援の交付金の活用等、市として保険税の抑制となる取り組みについて実施してまいりたいと、このように考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） きょうの質問で、市として、この解決は国の責任で行われるべきなんだっていう態度を明確にさせていただいたっていうのは大変意味があることだというふうに思っています。

同時に、行政の責任を加入者に押しつけるべきではないというふうに思うわけです。加入者にとって、国がやってくれるのか、都がやってくれるのか、市がやってくれるのかということはいわばどうでもいいことであって、行政が全体としてこうした社会的な不正を正すということをやってくれるかどうか、これが有権者、加入者が見ているところだと思います。

国が責任を果たさないなら、その間、自治体が繰り出ししてでも、少しでもこの社会的な不正を緩和する、加入者の負担を軽減する、当然のことではないですか。だからこそ、これまで赤字繰り出しをして加入者の保険税の抑制を図ってきたのではないんですか。それを続けるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○市民部長（村上敏彰君） 本来保険税にて運用すべき財源の不足を、現状では一般会計の繰り入れによって補填しております。繰り入れられます補填分につきましては、国民健康保険に加入されていない方の税金も含まれております。こうしたことから、国民健康保険の医療等の給付に対して本来あるべき税負担が不明確になっているとして、一般会計からの繰り入れによる補填の解消を国は求めています。

また、国では、令和2年より国民健康保険制度における赤字補填繰り入れの解消を評価する取り組みとして、国民健康保険の財政健全化を進める自治体に保険者努力支援の交付金に反映する検討を行っております。

仮に市の財政健全化の取り組みが保険者努力支援制度において反映された場合、得られた保険者努力支援の交付金につきましては保険税の抑制にも活用できるものと、このように考えてございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 今言われた、ほかから税金が入っているという論理は、社会保障そのものを否定する論理につながりかねない大変危険な論理だと思います。

この間、保育園の民営化等いろいろ進められてきましたけれども、その際にも保育園にどれだけ税金が入っているのかということを強調されて、これは国がですね、強調してそういうことも進めてきた。

本来社会保障っていうのは、きちっとあるところから税金を取って、それを全体、国民生活の向上に資するように使っていく、これが社会保障である行政の責任のはずです。そういう立場で国民健康保険税の値上げ計

画は中止し、高過ぎる保険税の引き下げについてまともな検討を行うよう求めます。

この項についてはこれで終わります。

次に、子供の貧困対策について伺います。

子供の貧困の現状は改善しているという御答弁ありました。確かに2012年から見ると、2015年には子供の貧困率が改善しています。全体の相対的貧困率も16.1%から15.6%に改善しています。しかし、1997年には149万円だった相対的貧困ラインが2015年には122万円まで落ちています。つまり全体として貧困化が進むもとで貧困ラインが下がり、相対的貧困率が低下しているという状況です。

相対的貧困ラインが下がり続けているということそのものが大きな問題だというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 相対的貧困ライン、いわゆる貧困線と言われるものでございますが、これが低下しているということにつきましては、子供の貧困率が改善に転じてるといたしましても、ひとり親家庭の方々などが経済的に苦しい状況に置かれているものと認識しておるところでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 後でまた伺いますけれども、武蔵村山市がこの3月に生活実態調査報告書というのを発表しました。小学5年生と中学2年生及びその保護者1,489世帯を対象にし、約8割から回答を得ています。

金銭的な理由で食料や衣類の購入、公共料金の支払いができなかった割合は困窮層で特に高く、食料では約七、八割、衣類では約8割、公共料金では25%から45%という状況です。過去1年間で海水浴、博物館、キャンプ、スポーツ観戦、遊園地などといったさまざまな体験や施設に金銭的な理由で行っていないという家庭が困窮層では一般の5倍から10倍ほどになっています。朝食について、いつも食べない、食べないほうが多いも困窮層が2倍、3倍になっています。野菜や魚肉などの栄養摂取については、貧困層は2分の1、3分の1という状況です。塾通いも困窮層は一般世帯の4割から6割ほどです。急な出費のための5万円以上の貯金がないという世帯が困窮層では7割前後に達しています。

武蔵村山市の調査ですけれども、子供の貧困対策は切実に求められているというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 当市におきましても、武蔵村山市ほどではございませんけれども、平成30年度に子ども・子育て支援ニーズ調査を行いました。その中で、今回子ども来年度からの計画では、子供の貧困対策に関する市の行動計画もその中に包含して策定していくというような目的もございまして、このニーズ調査の中で、项目的にはそれほど多くございませんけれども、ある程度のところがわかるような調査の項目を設定をさせていただいてお伺いをさせていただいたところでございます。

それによりますと、やはり東京都が2016年に子供の生活実態調査をした公共料金の滞納などのパーセンテージよりも、やや当市のほうのパーセンテージが多かったというような状況も捉えられますことから、今後市といたしましてもそういったニーズ調査の結果なども踏まえまして子供の貧困対策というものを進めていかなければならないものと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひ頑張ってくださいと思います。

それで、市内で賢治の家という無料塾が開かれています。どのような活動をしているのか、市としてどのような支援をしているのか伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 東大和市レクリエーション協会が実施している学習支援事業でございます。向原市民センター及び清原市民センターを会場とし、小学生、中学生を対象にボランティアの先生方が学習の援助をしております。令和元年度は、教材費として児童1人、月2,000円の負担となっております。平成30年度の実績は、高校受験で第1志望に6人合格をしたと伺っております。市は、会場の確保及びチラシの設置、配布の協力しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 市としてもこの賢治の家の役割を評価しているからこそ支援をしているんだと思いますけれども、市はこの活動をどのように評価しているのか伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 活動の評価につきましては、貧困の連鎖を防ぐための取り組みといたしまして、学力の向上と進学への支援というものは大変重要なものであると認識しております。

また、子供たちが親や学校とは違う地域の大人の方々と知り合って、心の交流も含めたやりとりができるということは、子供たちの成長にとりまして大変大切なものとなるのではないかと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先日お話を伺ってきたんですけれども、2012年ごろから始まったようです。御答弁にあったとおりレクリエーション協会が主催しています。子供を対象にした企画をしてもなかなか子供が集まらなくなってきたと。いろいろ遊びも多様化してるってということもあるだろうけれども、それだけではなくて、遊びどころではない、食事もとれないというような状況が広がってるのではないかとということから始まったそうです。

今生徒は12人で、8人の講師陣で運営していると言われてました。多いときには生徒が30人ぐらいいたと。そのときは、二中の副校長先生が協力してくれて生徒がふえたっていうようなこともお話してました。

こうした活動を教育委員会や市で、さまざまな場面で多様な形で紹介するというのは大きな支援になると思いますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 子育て支援部といたしましては、会場の確保を初め窓口チラシの配布や市報等での周知などの協力を引き続き行ってまいりたいと考えております。

以上です。

○学校教育部参事（佐藤洋士君） 前提といたしまして、各学校にさまざまな依頼が来ている状況についてはぜひ御理解をいただきたいなというふうに思っております。そういったところで、さまざまな依頼については精査が必要である状況にはございます。

そのような状況を踏まえてということになりますけれども、教育委員会としましては、この賢治の家も含めて、各団体等の趣旨、取り組み状況、効果、そういったものの一定の評価ができるものについては学校へ依頼をして、児童・生徒が情報を得られるような働きかけについてはできるのではないかと考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） ぜひ御検討いただいて、進めていただきたいと思います。

それで、活動されてる方々の問題意識は、この貧困が学力差へとつながっていく、この貧困の連鎖の輪を断ち切りたいっていうことですが、しかし一方で、暮らしが厳しいことを知られたくないという人がいるという状況の中で、全ての子供を対象にして活動しているんだっていうお話です。

生活保護世帯などにこういう活動している団体があるっていうことを市の側からチラシを渡すなりして知ら

せてほしいという要望もその際出されました。この点いかがでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 既に生活困窮者の総合相談窓口である東大和市くらし・しごと応援センター
そえるにおきまして、生活困窮者の相談内容によって賢治の家のチラシを配付しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） よろしくお願ひします。

また現在、先ほど御答弁ありましたとおり、教材費として月2,000円をもらっているそうです。ずっと無料でやっていたけれども、教材費など実際にかかるので、昨年月1,000円でもらい始めて、ことしは2,000円ということでした。昨年月1,000円もらうようにしたときに、当初、最初3カ月分まとめてもらうようにしたそうですけれども、その際月々1,000円にしてほしいというふうに言われたこともあって、無料でなくなってしまったことで影響が出ていることもあるのではないかというお話でした。

こうした活動に対する財政支援を考慮してしかるべきっていうふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 財政的な支援につきましては、市の財政状況も厳しい状況もございますので、さまざまな施策を今展開しているところでございますが、優先順位を考慮した施策を今後も展開すべきものと考えておきまして、現状では公的な財政支援の考えについては持ち合わせておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 大変残念です。

お話を伺った際には、取っかかりとして自分たち始めたんだけど、もともとは行政がやるべきことではないかと考えてるんだと、公的なものとしてやってほしいんだという話も出されました。こちらについてはいかがでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） 貧困の連鎖を防ぐ取り組みとしましては、東大和市くらし・しごと応援センター そえるが子供の学習・生活支援事業を実施しております。こちらは生活困窮者自立支援法に基づく任意事業の一つでございまして、当市ではマトカという通称で取り組んでおりますが、昨年度までの個別対応による支援に加え、今年度は8月より新たに集団対応による塾形式での支援を開始いたします。

この事業は、生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供の学習を支援し、居場所の提供を行います。また、子供とその保護者に対して生活習慣、育成環境の改善に関する助言などを行い、進路選択や就労相談などに応じ、関係機関との連絡調整を行う予定であります。

当事業の実施によって、進学を希望する全ての子供たちが家庭環境に捉われることなく高校などに進学し、貧困による学力の格差をなくすことで貧困の連鎖の防止を図ってまいります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今いろいろ連絡をとり合ってたっけ——っていうお話ありましたが、そうすると、この賢治の家をやっている方々とも連絡をとって調整したりしながら進めていくっていう理解でよろしいのでしょうか。

○生活福祉課長（川田貴之君） そえるでかかわる世帯、関係機関、賢治の家の方も含めまして考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしくお願ひします。

市内の子ども食堂の状況について、何か所でどのような活動をしていて、市としてどのような支援をしているのか伺います。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 現在市では、南街子ども食堂、芝中子ども食堂、子ども食堂E-ne（いいね）の3カ所の子ども食堂の状況を把握しております。

南街子ども食堂は、南街2丁目協和三自治会集会所において、毎月第1・第3火曜日の午後5時30分から午後8時まで、1人300円で食事を提供しております。芝中子ども食堂は、芝中住宅イの19号棟集会所を会場として、毎月第3水曜日の午後5時30分から午後8時、1人300円で食事を提供しております。E-ne（いいね）は、南街地区の飲食店を会場として、毎週木曜日午後5時から、金額は100円からそのときにいらした方のお気持ちでということでお支払いいただくことにより事業を実施しているとお伺いしております。

市の支援といたしましては、チラシの配布や市報での市民の皆さんへの周知、また社会福祉協議会を通して子ども食堂さんへの補助金の情報の提供などの支援を行っております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） たしか補助金については月2万円か何かの補助金に、都の施策で3年間そういう制度ができて、そういうふうになってると思いますが、この3つのうちこの補助金を受けているのはどこになるのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 東京都の補助金につきまして、社会福祉協議会を通して交付するという形をとらせていただいたんですが、平成30年度につきましては、東京都のほうの制度が複雑な部分がありまして、社会福祉協議会から出ている6万円の補助金のほうをどの子ども食堂さんも選択をされて、東京都の制度のほうを利用されるというところはありませんでした。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 以前に南街2丁目にある子ども食堂を伺って、この間、5丁目のこの飲食店の、毎週100円で子ども食堂開いてるっていうところをお話伺ってきました。昨年9月ごろから開いているようです。きっかけ伺ったら、できることしかできないので、できることをやっていますっていう回答が返ってきました。同業者やお客さんや知り合いの方から、食材も含めていろいろと協力してもらいながらやられているそうです。そうすると、ここも含めて3つの施設は年間6万円の補助を受けて運営してるっていうことでよろしいのでしょうか。

○子育て支援課長（鈴木礼子君） 3つの食堂のうち、南街子ども食堂、芝中子ども食堂、この2つにつきましては社会福祉協議会のほうに登録をされて補助金を受けています。

南街5丁目のE-ne（いいね）さんにつきましては、まだ社会福祉協議会への登録はされていなくて、社会福祉協議会の補助金も受けていらっしゃいません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ちょっと東京都の補助金ですね、いろいろ複雑で、どこも受けていないということですが、これは要件が厳しくて事実上受けられないっていうことなのか、それとも手続がいろいろ煩雑で、要件には該当するけれどもちょっと二の足を踏んでるっていうような状況なのか、ちょっとそこら辺のことを教えてください。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 先ほど課長のほうから、平成30年度から補助金の事業開始——社会福祉協議会を通じて東京都の3年間の補助事業ということで開始をした、ですが残念ながら手続的に非常に複雑で、子ども食堂さんが手を挙げなかったという実態があるということで御答弁させていただきました。

それにつきましては、こちらいろいろお手伝いはするということでお話はさせていただいたんですけど

も、どうしてもその実績報告とか書類などが非常に細かくて、そこまではやっつけられないというようなお話をいただいたということでございます。

今年度につきましては、東京都もそういった反省を踏まえて随分簡素化したというようなことも伺っておりまして、それであれば、今回は補助金をいただくかなというようなお話もいただいているということでございますので、これから社会福祉協議会のほうとも調整をしながら、書き方なども含めて一緒にやって補助金を得ていただくような形にさせていただこうと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしくをお願いします。

今は3カ所ですけれども、私たち視察に行ったところも、こういうE-ne（いいね）さんみたいな飲食店も含めて子ども食堂の輪をどんどん広げるってことをやってるし、見てきましたけれども、そういう点では、このE-ne（いいね）さんのような取り組みがずっと市内で広がっていくといいのかなっていうふうにも思います。そういう点では、使える補助金なんかはどんどん周知もしていただいて、こういう活動を広げるってことで御努力いただきたいと思います。

それで、そのE-ne（いいね）さんのとこへ行ったときに、親にも先生にも話せないような悩みを聞けるような場にしたいんだと、だから子供たちと仲よく話ができるよう心がけているっていうことでした。こうした活動している方々のネットワークも大切だっというふうにお話しされていました。

南街子ども食堂、前お話を伺った際には、もっと広い場所があって、学習支援などにも発展していけたらいいんだけど、狭くてそこまでできないっていうお話も伺ったことがあります。

先ほどの賢治の家のような無料塾、それからそえるのマトカですか——や、この子ども食堂など、こうした活動を地道に続けている方々のネットワークづくりなども市ができる支援ではないかっていうふうに思いますけれども、この辺、このあたり市の取り組みなどについて伺います。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 市長からも、先ほどこれからの課題というところで、子供の貧困問題につきましては、家庭全体、家族支援という視点も必要でございます。そういったところでさまざまな分野の関係機関が連携して、継続的・包括的な支援を行っていかねばいけないと考えておりますので、そういったネットワーク含めまして、今現状では社会福祉協議会が中心になって子ども食堂の連絡会などを立ち上げていただいておりますが、当市には、福祉部のほうで所管をしております、そえるでのネットワークがあったりとかしておりますので、これからは全庁的に、社会福祉協議会も含めまして、そういった関係機関とともに連携をしてネットワークなどを構築していかねばならないと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 先ほどからの御答弁で、ニーズ調査にさまざまな項目を取り入れたっていうお話や、今の御答弁も含めて、子供の貧困というこの課題について全庁的にいろいろ知恵も集めて進めていこうという状況だというふうに理解しました。ぜひ頑張ってくださいと思います。

それで、先ほど挙げた武蔵村山市の話ですけれども、生活実態調査やひとり親家庭等ニーズ調査が武蔵村山市では取り組まれました。その理由や経緯、それから結果等について市がわかっていることを伺います。

○子育て支援部副参事（榎本 豊君） 武蔵村山市では、（仮称）武蔵村山市子どもの未来応援プランの策定に向けた生活実態調査を行ったというふうにお聞きしてるところでございます。

調査につきましては、平成30年の10月に小学5年生と中学2年生に学校を通じまして調査票を配付、それか

ら回収する方法により回答を得たというふうにお聞きしてるところでございます。

経緯といたしましては、子どもの貧困対策の推進に関する法律、さらに平成26年8月に閣議決定いたしました子供の貧困に関する大綱及び東京都の動向を踏まえまして計画の策定に向けた調査というふう聞いております。

調査の特徴といたしましては、学校を通じたことによりまして、有効回答率が子供で80.1%、保護者では79.6%と高い回答率となっているところでございます。

当市の調査等につきましては、この議会でもいろいろお答えしたところでございますけれども、現在策定しております東大和市子ども・子育て未来プランでは、子どもの貧困対策計画も含めました子ども・子育て支援の総合的な計画とするために、同様に昨年10月に未就学児の世帯へ1,000通、小学生の世帯に600通、中学生及び高校生には直接本人にそれぞれ200通の郵送による配付、それから回収を行ったところでございますけれども、有効回答率はそれぞれ50.0%、48.8%、38.5%、29.5%でございましたが、この当市におけるニーズ調査における未就学児及び小学生の世帯には子育て家庭の暮らし向きについてお聞きしたところでございます。また、中学・高校生につきましては、現在の生活について質問を行ったというようところでございます。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 私も東大和市のニーズ調査の結果ですか、あれも見させていただいて、確かに意識をされてさまざまな項目、質問がされてるなというふうには思います。

ただ、武蔵村山市の生活実態調査やひとり親家庭ニーズ調査などは、やはりかなり突っ込んだ調査になっていて、やはり貧困の実態、そのあらわれ方などについても多岐にわたって質問をしている、つかんでいるというふうに理解しています。

そういう点で、もちろん子供の対策というのは、子供の貧困対策だけではないわけで、総合的に進められるということだと思いますけれども、やはりこの子供の貧困の問題に焦点を当てた調査は当市でも必要なんではないかというふうに思いますが、そういう点でいうと、こうした調査をすべきだというふうに考えるわけですが、いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） 確かに計画で特化をしたニーズ調査を行えば非常に精査なデータは得られるものと考えておりますが、市といたしましては今回、総合的・包括的な子ども・子育て支援の計画をつくるということで、ある程度のところを網羅したニーズ調査とさせていただきますことから、現状ではそういった細かい、貧困だけにターゲットを置いた調査というものは考えておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 要望しておきます。ぜひこうした子供の貧困や暮らしの実態に関する調査、自治体の努力義務にもなっているとします。そういう点からも要望をしておきたいとします。

ただ、今一連の御答弁で、こうした貧困対策も含めて全庁的に取り組みを進めていかれるということでしたので、ぜひ頑張ってくださいたいし、期待したいとします。よろしくお祈いします。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時27分 休憩

午前10時37分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（尾崎利一君） それでは、3番の聞こえのバリアフリーのところについて再質問したいと思います。

一定基準以上の聴力障害のある方にさまざまな施策があるってということですが、この一定基準以上ってというのはどういうことか、それから補聴器給付の内容を教えてください。

それから、聴覚障害による身体障害者手帳所持者は何名で、そのうち補聴器の給付を受けている方は何名なのか伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 聴力障害の基準についてでございますが、2級から6級までございまして、一番多い2級で両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上でないといえないという方でございます。6級の一番軽い方で両耳の聴力レベルがそれぞれ70デシベル以上でないといえない、こちらは40センチ以上の距離で発声された会話を理解し得ない程度というふうに言われております。

次に、補装具給付の……（尾崎利一議員「補聴器」と呼ぶ）失礼しました。補聴器給付の内容についてでございますが、補聴器といたしましては、90デシベル未満まで聞こえる方については高度難聴用の補聴器、ポケット型、耳かけ型、耳あな型とあります。それから、90デシベル以上でないといえないという方については重度難聴用の同じくポケット型、耳かけ型、耳あな型というものがございます。

そして、補聴器の給付状況でございますが、平成30年度におきましては成人の方については50件の給付がございました。このうち高度難聴ポケット型が3件、およそ基準額が3万4,200円です。それから、高度難聴耳かけ型が37件、基準額が5万2,900円、それから重度難聴耳かけ型が10件、こちらの基準額が6万6,900円となっております。

それから、補聴器の給付を受けてる方の実数については把握しておりませんが、傾向といたしましては、補聴器をすれば聞こえが改善されるレベルの障害の方であれば、身体障害者手帳の新規取得と同時に補聴器の給付申請をされる方が多いというような状況であります。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 6月12日の都議会で、日本共産党の一般質問に対して小池都知事の答弁で、65歳以上の半数が難聴と推計され、高齢者にとって身近な問題であるという答弁がありました。また、東京都は、加齢による聴力低下があっても、早期に補聴器を使用することで聞こえを取り戻すことが可能との日本耳鼻咽喉科学会の見解を紹介し、早期使用の必要性を認めました。

また、2017年の国際アルツハイマー病会議では、認知症の35%が予防可能な9つの要因から来ており、難聴はその最大のリスク因子だと報告されています。コミュニケーションがとりにくくなり、ひきこもりの大きな要因ともなります。WHOは、聴力が中等度難聴の41デシベル以上の場合に補聴器の使用を推奨しています。

これらの点について市の見解を伺います。

○障害福祉課長（小川則之君） 日本老年医学会の論文によりますと、日本の老人性難聴の有病率は70から74歳で約50%、年齢が上がるにつれてさらにふえるとされています。

老人性難聴の特徴としては、音に対する聴力の低下だけでなく、言葉に対する聴力が低下することが特徴で、補聴器により音を大きくするだけでは完全に解決するわけではないが、対処法として最も簡便な方法は補聴器を利用することで、早目に補聴器を使用することで生活の質の改善につながるというふうにされております。

市では、加齢による難聴について、医学的見地からこのように考えられているものと認識しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 市としても加齢性難聴の方々が早期に補聴器を使用する必要性はあるってということにつ

いては認められたっていうことだと思います。

補聴器が高い、それから購入しても補聴器の調整と本人の訓練が必要であるということなどが大きな課題のようです。日本共産党がとったアンケートでは、平均購入費用で27万円を超え、5回以上の調整を要したっていう方が圧倒的でした。

東京都では、新宿区など8特別区で補聴器購入補助が行われています。そのうち3区では、東京都の包括補助で、区の補助額の半額は都の負担というふうになっています。

東大和市でもぜひこの包括補助を活用して、この補聴器の補助を御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 補聴器の補助につきまして御質問いただきました。

先ほどの御答弁でも、大体半数ぐらい、75歳、あるいは75歳以上の方の半数ぐらいが補聴器があったほうがいいというような内容でございますが、仮にこれを現在の今東大和の65歳以上の方、これ大体2万3,000人弱おりますが、その半数である1万1,000人、あるいは75歳以上の方に絞っても1万人以上おりますので、これもやはり半数は5,000人以上ということになります。

議員が御指摘のとおり、補聴器というのは単価は非常に高いということで、仮に、先ほど御質問でありました1台当たり27万円と、こういう単価を掛け合わせますと、75歳以上の方は5,000人以上が対象になりますので、その経費は総額で13億円を超えるということになります。

また、障害者総合支援法に基づく公的給付として比較的需要が多いのが高度難聴耳かけ型であります。この基準額ですと5万2,900円となります。これを先ほどの対象者である方に全部支給するということになりますと2億6,000万を超える予算規模ということになります。

一方、低所得者に限るという形をとって、しかも助成割合も一部に限るという形をとれば予算のほうは縮減いたしますけれども、補聴器のもともとの単価というのは高うございますので、低所得者のうち、こういった助成制度を入れてどの程度の方が購入という形になるのかということところが問題になるだろうというふうに認識しております。

購入の助成につきましては検討事項が多いと、こういうふうな認識でございます。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） 早期に補聴器を使用する必要性については東京都も認めて、市も認めているということです。

それから、その必要性にかかわって、この耳が聞こえなくなることが会話が成立しなくなってひきこもりになっていくというような問題、そしてそれからアルツハイマーにこれが進んでいく最大のリスク因子とされているっていう問題、ですから後でフレイル予防についても触れるわけですが、こうした高齢者が健康で社会に参加していくということとのかかわりでいっても大変重要な施策になってくるんじゃないかというふうに思うわけです。

実施している8特別区の内容もいろいろで、新宿区は医師が必要と認めた70歳以上の全員に本人負担2,000円で補聴器を支給している。墨田区は住民税非課税で医師が認めた65歳以上を対象に2万円を助成している。葛飾は3万5,000円を助成しているということです。

国や東京都がどこまで補助制度などを踏み込んでくれれば市として検討することができるのか、踏み出すことが可能なのか、そこら辺についていかがでしょうか。

○福祉部長（田口茂夫君） 国や東京都がどこまで踏み込んでいただければということでございますけども、補聴器につきましては大変単価が高いということもございます。

一つの例でございますけども、医療ですとか介護の給付に該当するような形の補聴器が認められるようなことになれば、それも一つの手法かなというふうには思います。

しかしながら、今お話のありました区部のほうでやっておられるような単独の事業ということになりますと、市の財源の負担も当然生じてきます。そういうようなことから、財政的な部分だけを仮に考えたとした場合には、国ですとか東京都が短期的にということではなくて、これから先ずっとという形になるかと思っておりますけども、そういった形の支援でもいただけるようになれば、一つの考え方としては、財政面から見れば可能性はあるのかなというふうには考えておりますけども、それに伴うまた事務負担というものもございますので、そういったところを総合的に考える必要があるかなというふうには思っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この聞こえのバリアフリーっていう問題はかなりこの間重視もされ、小池都知事も昨年に続いて、ことしもやはりこの聞こえのバリアフリーを進めるということで答弁もされているっていう状況です。

必要性について、先ほどアルツハイマー発症の大きな危険因子となっている問題、ひきこもりの要因となっているっていう問題等についても触れましたけれども、介護予防や健幸都市宣言、市が進めようとしているこれらの施策との関係でも大変大きな課題だというふうに思います。

国や東京都に対して市としても強くこうした点、要望していただきながら御検討いただくよう求めたいと思います。

3番についてはこれで終わります。

次に、4番のフレイル予防について伺います。

2016年6月2日にニッポン一億総活躍プランが閣議決定されました。この中で、2018年度からフレイル対策の全国展開を図るとの記述があります。

フレイル対策あるいはフレイル予防とはどういうことなのか伺います。

○福祉部副参事（原 里美君） フレイルとは、一般的には、高齢者が心身の機能の低下によって虚弱となった状態を指しております。英語で虚弱を意味するfrailtyから来ています。フレイルは健康と病気の間段階で、高齢者の多くはまずフレイルを経たから要介護状態になると言われているため、フレイルの方は要介護予備軍とされています。

フレイルを早期に発見し、食事や運動など適切な対応をすることにより要介護状態になることを回避したり、おくらせることができるとされることから、フレイル予防は介護予防の意識を高めるために重要な取り組みであると言われております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） この閣議決定ではフレイル対策をどのように推進すると書かれているのか、また東大和市ではこの点でどのような対応をとっているのか伺います。

○福祉部副参事（原 里美君） 2016年6月2日に閣議決定されましたニッポン一億総活躍プランの目標の一つに介護離職ゼロの実現があります。この目標を達成するための検討すべき方向性として、元気で豊かな老後を送れる健康寿命の延伸に向けた取り組みとあり、その対応策の一つが高齢者に対するフレイル予防・対策となっています。

そこでは、具体的な施策として、高齢者のフレイル段階での進行防止のため、地域における介護予防の取り組みを推進するとともに、専門職による栄養、口腔、服薬などの支援の実施、フレイルの予防対策として虚弱な高齢者でも容易に参加できる身近な場での住民主体による運動活動や会食、その他の多様な社会参加の機会の拡大などが挙げられています。

東大和市では、市長答弁でもございましたが、フレイルという言葉を使った事業は実施しておりませんが、介護予防事業として、介護予防の推進のための取り組みをさまざま行っております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 東京大学高齢社会総合研究機構が進めているこのフレイル予防ですけれども、すぐれてる点が幾つかあるというふうに私、考えています。

一つは、社会参加の重要性が大きくクローズアップされているということです。

身体活動、文化活動、ボランティアなど地域活動の3つの基準で高齢者集団を8つに分けて、フレイルになっているリスクを調査したところ、地域活動だけをしている集団が全てしている集団の5.4倍に対して、文化活動のみの集団は5.94倍、身体活動のみの集団は6.42倍というふうになっていて、社会参加の重要性が大きくクローズアップされていることです。ですから、フレイルチェックの項目も栄養、運動、社会参加の3つの柱で構成されています。

おたっしや21も社会参加に関する項目はありますが、しかし全項目が栄養と身体的要素にひもづけられて解釈されています。社会参加そのものの重要性を捉える点では大きく違っているんだと私は捉えてるわけですが、この点についていかがでしょうか。

○福祉部副参事(原 里美君) 東京大学高齢社会総合研究機構が進めているフレイル予防の取り組みで利用されているフレイルチェックは、栄養、口腔、運動、社会性・こころに関するイレブン・チェックと呼ばれる11のチェック項目と、機器を使った測定により自身のフレイル状態を確認することができるものでございます。イレブン・チェックの11問のうち、社会性・こころの項目は4問あり、身体の虚弱だけでなく、社会的問題や精神・心理的問題といった側面も重要視されております。

フレイルチェックの考え方では、閉じこもりなどの社会的問題や認知機能障害などの精神・心理的問題が活動性の低下、食欲の低下、食事の摂取量の減少につながると考えられており、結果として低栄養や筋力低下などにつながると言われております。

一方、当市の介護予防リーダーなどにより実施しておりますおたっしや21は、東京都健康長寿医療センターが考案した高齢症候群の症状である身体虚弱、転倒、軽度の認知症、尿失禁、低栄養のリスクを判定するもので、内容は生活状況に関する18のチェック項目と3種類の体力測定でございます。こちらもチェック項目同士は相関関係にあり、老年症候群の予防には身体能力だけでなく多方面からの予防が必要であると言われており、フレイルチェックとほぼ同様の考え方であると思われま。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 他の議員がフレイル予防の問題、前にも取り上げてますけれども、その際にも東大和はおたっしや21があるんだっていう答弁がありました。

このおたっしや21のチェック会っていうんですかね、これは過去3年間でいうとどのように行われているのか伺います。

○福祉部副参事(原 里美君) おたっしや21の測定会は毎年11月の福祉祭と同時開催の健康のつどいにおきま

して、介護予防リーダーの協力により一般市民向けに実施しております。そこで出た結果から、参加者に対し老化の状況と注意点を説明し、老化の防止に役立つ生活上の助言などを行っております。

平成30年度につきましては、10月に東大和介護予防リーダー会の自主事業として開催した東大和元気ゆうゆう体操フェスタにおいて、おたっしや21が実施されました。

また、介護予防リーダーなどによる日常の介護予防活動においてもおたっしや21を利用した測定を定期的に行っているグループもございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 今の答弁だと、おたっしや21のチェックっていうのがちょっとイベント的に行われていて、追跡してこれを柱に施策を進めていくっていうふうにはなかなかないっていう状況だと思います。

このフレイル予防のもう一つすぐれてるのは、このフレイルっていうものを健康から要介護に至る中間的なものと位置づけるとともに、まだ挽回可能なものとして捉えている。フレイルチェック、2時間ほどかけて行いますが、チェックを通じて自分の状態をまさに自分ごととして捉えてもらって、しかも挽回できるものとして半年ごとのチェックを通じて改善していく契機にしている。

柏市や西東京市、杉並区など先行自治体では、フレイルチェックを半年ごとに行うことが市全体の介護予防事業を押し上げる役割を果たしているっていうふうに向っています。

この点について市の見解を伺います。

○福祉部副参事（原 里美君） フレイル予防事業を実施している西東京市などでは、フレイルチェックを通して高齢者自身が自分の状態を客観的に把握した上で、自主的に介護予防講座に参加するなどの活動を行い、再度フレイルチェックを行うというサイクルで事業を行ってフレイル予防を推進しているということでございます。

当市におきましては、おたっしや21になりますが、一部の活動グループを除いては現在年1回ほどの実施になっております。

東大和元気ゆうゆう体操などの介護予防活動の効果を定期的に確認することは介護予防活動の継続の励みにもなり、活動の継続に寄与するものと考えております。ほかの活動グループでも効果の測定を行っていきこうという動きもございますので、引き続き支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） フレイル予防のもう一つすぐれてるなと思う点は、このフレイル、虚弱という状況を、体だけではなくて、心理的フレイル、社会的フレイルなど多面的なものとして捉えているということなんです。ですから、介護予防事業全体を押し上げるだけでなく、さきに他の議員が重要性を指摘していた統合型地域スポーツクラブの発展や子ども食堂など地域活動の発展に結びついていくという可能性もあるわけです。

既にフレイル対策に取り組んでいる市では、高齢介護課だけではなくて、健康課や社会教育課、地域振興課や都市計画課などとの庁内連携へと進んでいこうということでもあります。また、多面的・総合的にフレイルを見ることから、アドバイスも大変柔軟だと。運動していない人に毎日8,000歩歩きましょうと言って、そうしてくれるならとづくに問題が解決してる。今運動してる人は昔から運動の習慣があってやっている。やってこなかった人に言ってもなかなか実際にはやらない。でもカラオケが好きだというなら、月1回のを週2回、3回にふやしてもらい、歌う曲数もふやしてもらい、一緒に行く人数もふやして社会性を拡大していくなどというアドバイスになっていく。

これ、多面的にフレイルを捉えているということだと思いますが、こちら辺についてはどうでしょうか。

○福祉部副参事(原 里美君) 市内では、介護予防リーダーや東大和元気ゆうゆう体操普及推進員を中心に、元気ゆうゆう体操などの運動のほか、音楽、料理、手芸、脳トレ、園芸、茶話会などさまざまな介護予防活動グループが活動しています。

高齢者の方がさまざまな介護予防活動を継続的に行い、人とのつながりなどを持つことで活動量がふえ、食欲を増進させ栄養を十分とれるようになることで、フレイル予防、介護予防及び健康寿命の延伸につながるものと考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 私は、東大和市、さまざまなメニューを持って介護予防を進めているというふうに思います。それを推進していく軸にこの活動がなくなっていくのではないかと感じて伺っているんですけども、フレイル予防の核になるフレイルチェック、これ半年に1回と言いましたけど、東大和市全体で半年に1回ということではなくて、各地いろんなところへ広げていけばいいわけですけども、これを担うのはフレイルサポーターと言われる方々で、6時間の研修を受けた市民が主役になって事業を進めていくというふうになるわけです。

介護予防リーダーの方々がそれぞれ自主的に進めている介護予防事業やゆうゆう体操を発展させていく上で、この半年ごとのフレイルチェックは大切になるわけですけども、フレイルサポーターを養成すると、この方々はやることがもう決まっているんですね、フレイルチェックをやるっていうことに特化されるわけです。

そういう点でいうと、力も引き出しやすいし、これを軸にしてさまざまな介護予防活動につなげていくという点でも有意性があるのではないかっていうふうに考えているわけですが、いかがでしょうか。

○福祉部長(田口茂夫君) 議員のおっしゃるフレイルサポーターですか、こういった事業を進めている自治体というのもあるというの十分承知しております。

しかしながら、当市におきましては、介護予防リーダーまたは体操の普及推進員などの養成をいたしまして、市内におきまして、今議員からもお話ありましたようにさまざまな活動していただいております。

このフレイルにシフトをするということになりますと、この方々との調整も当然必要になってきますので、市としてこれを積極的に進めていくかどうかということも含めまして、今後健康寿命の延伸という事業も並行して進めていくということもございますので、そういった方々との協議なり調整なりをどういう形でできるかどうかということも含めて今後の検討課題というふうに考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 私は、今やられていることは全く否定しないで評価もして、頑張っていらっしゃるっていうふうに思っています。

今の答弁で、そういうことを今まで活動を担ってきた方々との調整も含めてっていうお話でしたけれども、そこまで踏み込んでいろいろ検討していただくというのは大変うれしい限りです。

この近辺でも、柏市が最初に始めたって言われてますけれども、西東京市や杉並区などでもこのフレイル予防の事業は始まっているわけで、ぜひ見にいらして、実施に向けて本格的検討を進めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○福祉部長(田口茂夫君) 市長からも御答弁がありましたように、既に市としましては介護予防事業を積極的に進めてきております。

また、平成31年4月から、先ほど御紹介のありました東京大学高齢社会総合研究機構、こちらのほうに職員を研修派遣として現在もう送ってございます。また、それとともに平成31年3月には、市民の方が生涯にわたって健康で生き生きと豊かな人生を送ることができるまちを目指しまして、健康寿命の延伸を図るとともに、健幸都市の実現に向けた取り組みを推進していくということの中で取り組み方針も策定しております。この取組方針の中にも、運動ですとか食、社会参加なども大きな柱としても取り組んでおります。

具体的な取り組みにつきましては今後の検討事項となりますけれども、このフレイル予防という事業の具体的な点の情報収集も含めながら今後の取り組みを進めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私も今回これを取り上げて、この一般質問で取り上げて、これだけが唯一でほかはだめなんだって言うてるわけでもありませんので、ぜひ御検討いただいて、市の介護予防も含めた健幸都市宣言にふさわしい取り組みを進めていただきたいというふうに思います。

5番目に入ります。

国と市有地の活用のあたりですけれども、向原団地の創出地についてですけれども、北側については知的障害特別支援学校の建設に市として同意したということでした。

南側創出地の扱いが決定するまでは北側についても同意しない、南北一体で決定するっていう立場には固執しないという理解でいいのでしょうか。というのは、いただいた資料でも特別支援学校建設に標準的に7年かかることになっています。東京都としては、直ちに基本設計に取りかかることができるという状況にあるという理解でいいのかどうか伺います。

○企画財政部長（田代雄己君） 向原団地の北側の創出用地におけます特別支援学校の建設につきましては、地域の皆様を対象に東京都が行いました特別支援学校の設置方針に関する説明会、こちらお願いしましたけれども、大きい反対の意見はなかったというふうに認識しているところであります。

また、市長から前回の議会でも御答弁いたしましたとおり、特別支援学校の開校のスケジュールに支障がないようにということで進めるように判断してまいりたいと思っております。

また、その上で、雨水貯留施設の建設、設置には多額の費用が必要となるということでございまして、東京都の財政支援が市としましても不可欠であると考えております。この点につきましては引き続き要望してまいりたいと思っております。

地区計画の変更でありますけれども、南側の創出用地につきましては今後の調整がありますので、その辺も含めまして柔軟な対応についても考慮して対応してまいりたいと考えております。

また、基本設計についてでありますけれども、こちらは東京都の判断で行うということで考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 大変柔軟な対応をしていただけるということで、当然周辺住民の皆さんの理解は得ながら、速やかに事業に着手できるようにお願いしたいと思います。

次に、南側創出地については、都は建て替え用地としても必要っていうふうに言ってるようです、このいただいた資料ですね。

そうすると、一部は福祉施設などの用地として活用しながら、例えば1万平米とか2万平米とか、公園のような形で残すなどということなのかとも受け取ったわけですが、市はこの点どのように理解しているのか伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 高層で建設されております現在の都営住宅も、耐用年数が来ればいずれ建て替えの時期を迎えることとなります。現在の都営住宅が耐用年数を迎えるまでの間、東京都は、創出用地の有効活用を図り、商業、医療、福祉等の生活支援機能が整った生活中心地の形成をしていくと、そういう方針だというふうに聞いてございます。

したがって、東京都は建て替えまでの間におきまして、定期借地により生活支援機能を誘導していくものでございまして、建て替え用地とするために低利用のままにしておく、そういった考えは基本的にはないものだというふうに認識しております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） わかりました。

南側の創出用地は2万7,000平米って広いものです。生涯スポーツ推進計画でも、市のスポーツ施設は不足しているってことになっていきますし、温水プールなどの要望も市民から出ている。南側創出地については、都の施設としてこのようなものの整備を求めていくってことも考えられますが、市の見解を伺います。

○都市計画課長（神山 尚君） 南側の創出用地につきましては、東京都住宅マスタープランにおきまして、東京都が民間活力の導入により生活支援機能を誘導し、生活中心地の形成を優先的に進める方針のある用地というふうに認識してございます。現時点で東京都におきまして生活支援機能以外の活用の考えがあるとは聞いておりません。

その上で、一般論になりますけれど、創出用地は都有地でございますので、その活用はまずは東京都の政策目的の実現のための活用になるというふうに伺っております。

市としまして、温水プール等が必要だといったしましても、都の施設として整備してもらうということはなかなか現実的には難しいんじゃないかというふうに考えております。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 北側創出地の地下の雨水貯留施設の費用負担について先ほど御答弁いただきました。

なかなか、市がやるんだって東京都が言ってるようで大変だと思います。ぜひ交渉頑張ってくださいと思います。

それで南側、今の話で難しいかな——上林議員の質問の中で、スケートパークを設置して、それが調整池として活用されているっていう事例の紹介がありましたけれども、南側にこうしたスケートパーク、もしくはスケートパークに限らず、南側の都施設の整備の中で調整池として活用できるようなものを求めるというような方法も含めて、道路冠水対策にもぜひ役立てていただきたいというふうに思いますが、この点いかがでしょうか。

○企画財政部長（田代雄己君） 費用負担の関係でございます。

今、御紹介ありましたように、東京都からの回答では、校舎の地下部分のうち、学校で利用しない地下空間を提供するのみで、地下空間に雨水貯留施設の機能を備える経費については市の負担であると言われております。

また、雨水貯留施設と既設の雨水管がありますけれども、雨水管をつなぐ導水管が必要となります。その整備につきましても市として多額の費用負担が見込まれているところでございます。

このような状況でございますけれども、厳しい財政状況の中でこの多大な経費が見込まれているということで、市としましては東京都の財政支援は不可欠であると考えているところでございます。

また、この地域の内水被害対策につきましては、学校の設置を予定しております都営向原団地周辺の都道を含む道路の内水被害対策となりますことから、東京都民でもある東大和市民に対する内水被害対策と考えていただけるようお願いするなどしてまいりたいと思っております。

このようなことから、東京都の財政支援の要望は引き続き継続して行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（寺島由紀夫君） 特別支援学校の地下空間を利用して北側の創出用地への1万立米という規模の雨水貯留施設の設置が可能となれば、ほぼ南街・向原地域の道路冠水は解消されるということで考えてございます。

また、そのことと、南側に調整池を設置する場合、調整池まで雨水を集めるための導水管の設置が必要になり、北側と南側での二重投資となりますことから、南側への調整池の設置は考えてございません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 私は、北と南と両にらみで両方実現するっていうのではなくて、あの手この手の一手としてそういうこともあるんじゃないかっていうことをちょっと言っただけです。

それから、いただいた資料で、この向原団地の南側創出地や東京街道団地の生活支援ゾーンを念頭に置いているのではないかと思います。東京都が市内の福祉施設の必要性について市に問い合わせを行って、市の回答が一覧になっている資料をいただきました。

この中で、子ども・子育て包括支援センターについては載っていないようですけども、どうして为什么呢。また、あけぼの学園を機能強化させた施設については、児童発達支援センターがそれに当たるのでしょうか。というのは、この2つの施設を整備しようと検討しているみのり福祉跡地の活用については、サウンディングの状況を見てもなかなか難しいのかなとも感じているので伺っています。

障害者総合プランの施設なら、この所有地を半額で借りて活用する道もあるのではないかと思います。いかがでしょうか。

○子育て支援部長（吉沢寿子君） みのり福祉園跡地のサウンディングにつきましては、やまとあけぼの学園の老朽化対策として児童発達支援センターに機能拡充をした施設と、乳幼児とその保護者の方々の多様なニーズに応え、雨天などの天候にかかわらず楽しく伸び伸び過ごせる広い場所などを含めました子育てを多面的に支援できる機能を持ちます子育て支援拠点施設、その2つを複合的に整備するという事で、民間活力をいかに導入して整備できるかというようなことで実施したものでございます。

所有地の活用につきましては、施設整備に当たりまして施設種別の優遇措置のハードルがございましたことから、自由な整備を考えられます市有地での活用を考えましてサウンディングを行ったものでございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） いただいた資料で、12に分類されている施設の中で、所有地の半額貸与の優遇措置を受けられる施設はどのようなものがあるのか伺います。

○公共施設等マネジメント課長（遠藤和夫君） 提供いたしました資料のうち、東京都都市整備局が行いました東大和市内における医療・福祉の状況についてのヒアリングの結果の表に即して御答弁させていただきます。

表の中で、一番左側に1から12までの数字があります。このうち1から7が主に高齢者の施設となっておりますが、東京都の福祉インフラ整備事業の対象施設から読み取りますと、おおむねこの1番から7番に組み込まれております施設につきましては、基本的に当該要綱で対象とされる施設と認識できると思っております。

次に、少子の地域福祉インフラ整備事業の対象施設といたしましては、8番の子育て支援施設のうち、4項目ありまして、認可保育所と認定こども園、それから認証保育所、小規模保育事業による保育施設が対象となっております。

次に、11番、障害者総合プランの施設といたしましては、東京都の地域整備事業実施要綱に基づきますと、共同生活援助事業所、日中活動系サービス事業所、児童発達支援センターまたは児童発達支援、もしくは医療型児童発達支援を行う事業所、最後に主として重症心身障害児を通わせる放課後等デイサービスというものが該当するとなっております。

以上であります。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

特別養護老人ホームなどについては参議院宿舍跡地は39%で借りられますが、これに加えて都有地も半額で活用可能ということです。

共産党としては、特養ホームは100床だけでは不足というふうに考えています。この機に必要な他の施設についても施設整備に役立てるよう求めたいと思います。

国有地・都有地の活用については、市が財政を直接投入しなくても、国や東京都の施策を活用すれば、社会福祉法人などが有利な条件で土地を活用することで福祉施設などの整備を誘導できるわけです。さまざまな可能性を検討し、暮らしの向上に役立てていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 森 田 真 一 君

○議長（中間建二君） 次に、5番、森田真一議員を指名いたします。

[5 番 森田真一君 登壇]

○5番（森田真一君） 議席番号5番、日本共産党の森田真一です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず大項目の1として、介護・障害福祉従事者の処遇改善についてです。

2017年12月に閣議決定された新しい経済政策パッケージの中で「人づくり革命」として2019年10月より介護・障害福祉分野の処遇改善を行い、従事者の確保策を提示しました。

①として、勤続年数10年以上の介護福祉士等について月額平均8万円相当の処遇改善を行うとしていますが、当該者の賃金が実際どれぐらい引き上がるのか、対象となるのは全体のどれほどになるのかなど、その効果を伺います。

②として、これによって市内の介護事業所などの従事者の確保が抜本的に改善される見通しとなるのか、市の見解を伺います。

続いて、大項目の2ですが、地域生活支援拠点の整備についてです。

2019年3月に、東大和市地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針が示されました。障害を持つ市民の高齢化・重度化に対応し、親亡き後の暮らしの基盤を整備することは重要であり、急を要します。当面の課題について市の対応を伺います。

続いて大項目の3は、市の清掃事業についてです。

当市の清掃事業の実施状況などについて伺います。

①として、現在の家庭ごみの袋代の負担は、他市に比べてどのような状況にあるのか伺います。

②として、市内で清掃ボランティアを行う方々から、収集したごみを入れる袋の袋代が自己負担になっている、有料化当初の説明と異なるのではないかという声が聞かれます。現状と今後の対応について伺います。

③として、焼却炉の更新の計画との関係で、一層のごみ減量の必要性が増してきているものと考えます。当面の課題について、市の対応を伺います。

大項目の4として、学校・通学路の安全確保について伺います。

学校や通学路での子供を巻き込んだ事故や犯罪被害が相次いでいます。当市での安全確保の取り組みについて伺います。

再質問につきましては自席にて行わせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

[5 番 森田真一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、介護福祉士等の処遇改善についてであります。令和元年10月に報酬改定が予定されておりますが、この改定では、勤続年数10年以上の介護福祉士等について月額平均8万円相当の処遇改善を行うことを算出根拠として給付の加算を行う見込みであります。この加算は、事業者の申請に基づいて提供されるものでありますので、現段階において対象者の正確な人数を把握することは困難であります。

なお、国の資料によりますと、対象者の要件は報酬改定規模の算出根拠として定めたもので、実際の配分方法は柔軟に行うことができるようにするとのこととあります。このため、処遇改善の対象となる職員は比較的広いものと考えております。

次に、処遇改善による介護人材確保への効果についてであります。国は、介護人材不足の解消に向け、就労希望者を増加するための外国人材の活用、業務の効率化や負担軽減のためのICTやロボットの導入など多くの取り組みを進めております。職員の処遇改善も、職場の魅力を高め定着率の向上に寄与するものであることから、介護人材不足の解消の一助になるものと認識しております。

次に、地域生活支援拠点の整備についてであります。東大和市地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針では、東大和市総合福祉センターは〜とふるや東大和市地域生活支援センター「ウエルカム」の機能強化を図るとともに、地域のさまざまな社会資源を活用し、面的な整備を図るとの方針を示しております。

今後の課題といたしましては、基本方針に基づき整備に係る取り組みを具体化すること、また体制整備や財源措置などと考えております。

次に、他市と比べた家庭廃棄物の手数料についてであります。家庭廃棄物の有料化に伴う指定収集袋の手数料につきましては、環境省が示した一般廃棄物処理有料化の手引きに基づき、廃棄物の減量効果や多摩地区の有料化実施自治体の手数料額を考慮して決定しております。

このことから、各世帯にお願いしている指定収集袋の手数料は多摩地区の平均的な額であると考えております。

次に、清掃ボランティアのごみの取り扱いについてであります。家庭廃棄物の有料化では数多くの説明会を開催し、多くの市民の皆様にご理解と御協力をいただき事業を実施しております。

地域の清掃活動などによって発生した廃棄物につきましては、当初から有料化の対象にはしておらず、使用する袋につきましても必要に応じて配付させていただいております。

今後につきましても、まちの美化に御尽力をいただく地域清掃ごみにつきましても無料で収集してまいりたいと考えております。

次に、廃棄物のさらなる減量と課題についてであります。市では、市民の皆様へ廃棄物の減量に御協力をいただくため、廃棄物広報紙「ごろすけだより」の定期的な発行を初め、東大和市環境市民の集いや産業まつりにおいてペットボトル自動回収機の実演や子供服の無料交換会などさまざまな事業に取り組んでおります。

課題につきましては、市民の皆様がそれぞれの生活スタイルの中で廃棄物の減量に取り組んでいただけるよう意識改革に取り組むことが必要であると考えております。

次に、学校や通学路における安全確保の取り組みについてであります。現在学校の登下校時にはスクールガードや保護者の方々を初めとするボランティアによる見守り活動を実施しております。

加えて、小学校の通学路に合計50カ所、小中学校の校門等に合計57カ所に防犯カメラを設置しており、適切な管理運用に努めております。

また、市では、安全安心情報サービスによる不審者出没情報の提供、小中学校及び学童保育所を中心に市内全域にわたる青色回転灯パトロールカーによるパトロールを実施しております。

先般川崎市で発生した刺傷事件につきましては大変痛ましい事件であり、幼い子供たちが被害に遭ったことに強い憤りを覚えるものであります。教育委員会におきましては、児童・生徒の安全確保について、各学校に対して速やかに注意喚起を行っております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 学校通学路の安全対策についてであります。現在、学校の登下校時におきましては、スクールガードや保護者の方々を初めとするボランティアによる見守り活動を実施しております。

加えて、防犯カメラを小学校の通学路に合計50カ所、小中学校の校門等に合計57カ所、合わせて107台設置しております。これらは犯罪の抑止の効果の面で一定の効果があるものと考えております。

また、通学路につきましては、毎年1回、夏季休業期間中に、学校、保護者、東大和警察署、道路管理者及び教育委員会の5者が連携し合同点検を実施しております。

このほか、平成30年度の2学期からICカードを活用したスクールメールシステムが市内の全小学校及び学童保育所に導入され、運用を開始しております。

先月、川崎市で学童等を殺傷する事件が発生したことを受け、小中学校に対して速やかに児童・生徒の当校時の安全指導を行うよう通知いたしました。これに伴い、各学校におきましては、校長や担任を通して学校、児童・生徒への指導を行うとともに、臨時の学校だより等で保護者や地域の関係者に対して見守り活動の強化を改めて依頼しております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

初めに、介護福祉士等の処遇改善についてです。

介護従事者などの処遇改善については、3年前の6月議会にも関連の質問をさせていただきました。2015年度の介護報酬の改定で全国で介護職員の賃金の低下が生じた中で、東大和市では地域手当の料率の改善に取り

生まれ、賃金低下に歯どめをかける努力もされてきました。

2016年の6月には、骨太方針2016で介護離職ゼロが打ち出され、介護人材の処遇改善策が示されました。全産業の平均と比べて月額10万円も安いとされる賃金の格差をなくすとして、2017年度からは月額平均1万円相当の改善を行うとされてきました。しかし、全体の底上げをしたというにはほど遠い状況だったとも言われています。

介護職員でつくる労働組合U Aゼンセン介護クラフトユニオンは、昨年1月に2017年賃金実態調査を行い、その結果を公表しています。処遇改善が自分の収入に反映されてる実感があるのかという問いに対して、ないと答えたのが40%、わからないと答えたのが22%でした。この処遇改善加算をとった事業所は賃上げの方法を当該職員に書面で通知することとされているため、わからないと答えたのはそれが行われていない可能性が強く、合わせると全体の6割が賃上げに結びついていないと分析をしています。

今回予定されている処遇改善策は、ことし10月からの消費税増税を前提として、これを財源に10月から月額8万円相当の賃上げを行うとしています。今度こそ実のある改善となることを望む介護従事者の方が多いことと思いますが、その期待に応えられるものとなるのかどうかという点について、以下お聞きしたいというふうに思います。

市長答弁にございました勤続年数10年以上の介護福祉士等について、算出根拠として、給付の加算を行う見込みということの確認ですが、申請により、同じ職場に10年以上勤務する介護福祉士の人数に月額8万円を掛ける額を加算して、各事業所が介護報酬を受け取るということによろしいでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回の報酬改定につきましては、新規の加算項目というものを追加するという形でございます。これまで処遇改善ということで加算項目ありましたが、これと同様でございます。サービスを提供した各事業者は、国保連を経由して市に加算を反映した介護報酬の請求を行うと、こういう形でございます。

この加算につきまして、具体的にどのように算定するかということでございますけれども、これは実務上の問題になりますが、この点につきまして東京都が説明会をするということを予定しているということでございますけれども、現段階ではこの説明会はまだ未実施でございます。

国からもまだ十分な情報が来ておりませんので、報酬の請求実務に関する詳細ということは現段階では十分把握してないということでございます。

以上であります。

○5番（森田真一君） その対象となる方以外の職員も含めて、事業所内で柔軟な配分を行ってもよいという説明になってるということらしいんですが、そういうことによろしいんでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回の報酬改定につきましては、先ほどの市長の御答弁でもありましたように、勤続年数10年以上の介護福祉士、この月額報酬を平均8万円増加させると、これを目途に行われるものでございます。

ただ、この基準はあくまでも公費を投入する算出根拠として定められたということでもあります。実際の配分は、各事業所におきまして柔軟に対応できるように基準を緩和して解釈できるということでございます。

例を示しますと、勤続年数が10年に満たない職員であっても、内部基準でこれと同等の知識・経験を有していると、こう認定すること、これを事業所のほうで認めたり、あるいはこの勤続年数につきまして他法人での経験年数、これも加えることができるなど柔軟な解釈、運用が可能となっております。

また、このような経験のある介護福祉士、これに当たらない介護福祉士も、この経験のある介護福祉士の数の2分の1を超えない範囲で加算対象とすることができるとされております。

さらに、この介護福祉士等の介護職以外の職にある者も一定の範囲で加算の対象にするということでありまして、事業所の実情に応じて配分できるような仕組みになってるということでございます。

以上であります。

○5番（森田真一君） では、実際にどの程度の処遇改善になるのかっていうことも少し考えてみたいと思うんです。

東大和市の各介護福祉施設で勤続10年以上の職員がどれぐらいいるのかっていうことは、これまで調べたことはあるのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 勤続10年以上の職員ということでございますが、私ども、各施設の職員の数につきましては、サービス事業所一覧というものを作成しておりますので、その際に各事業所から情報の提供をいただいております。

ただ、この職員が、介護福祉士、国家資格ですけれども、これの有資格者であるかどうか、あるいは有資格者であったとしても勤続年数が何年なのかということについては調べてございません。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 事業所一覧、私も見てみたんですが、そこんところはわかんなくて、在籍されてる方の人数しかわからなかったもんで、伺いました。

介護福祉士などの資格を管理している公益財団法人社会福祉振興・試験センターというのがあるんですが、全国の介護福祉士等の有資格者185万人中6万7,000人から回答を得て行った平成27年度就労状況調査結果によれば、8割は現在も仕事を続けており、そのうちの3割が10年以上同じ職場に勤続しているということがわかっています。したがって、単純計算になりますが、全国の勤続年数10年以上の介護福祉士等の数はおよそ44万4,000人という計算になります。

処遇改善の財源2,000億円を予定していて、そのうち消費税の税収から公費1,000億円プラス介護保険財政から1,000億円というふうに聞いておりますけれども、賞与込みで12カ月で割ると、この額は1人月額3万7,500円と、そういう計算になります。これで対象者だけに引き上げを行うわけにもいかず、各事業所で柔軟に配分すればこの額がさらに薄まっていくということになるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回の介護報酬の改定の目的でございますけれども、これは経験を有する介護福祉士の月額報酬を全産業の報酬の平均値である440万円まで引き上げるということでございます。

国の試算では、勤続10年以上の経験を有する者の月額を平均8万円相当上昇させるということでございますけれども、先ほど申し上げましたように、配分というのは比較的柔軟に行えるというような制度設計でございますので、各介護職員が具体的にどのような額を配分されるのかということについては、ちょっと私どもとしてはわかりかねるということでございます。

以上であります。

○5番（森田真一君） この加算は事業者の申請によってっていうことなんですけれども、ちょっと振り返ってみたいのは、前回の改善策示されたときに加算をとらなかった事業者という方もいらっしゃいました。厚労省の平成28年度介護従事者処遇状況等調査結果では、加算をとらなかった事業者のおよそ4割、これ複数回答なんですけれども、4割が利用者負担の発生を理由にしています。これはどういうことなんでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回の介護報酬の改定につきましては、事業所ごとの申請主義で適用される事業所が決まりますけれども、ここで申請をした事業所につきましては介護報酬に関する加算が適用されます。そういたしますと、サービス利用料もその分上昇いたします。その結果、利用者負担額についても影響を受けるということでございます。

これまでの処遇改善加算につきましては、先ほど申し上げましたように申請主義でございましたので、その影響を勘案いたしまして申請しない事業所があるということも考えられるところでもあります。

以上であります。

○5番（森田真一君） 前回の加算をとらなかったっていう事業所の経営者の方から直接お話を聞いたことがあるんですけど、やっぱり利用者さんの顔を思い浮かべると、この加算、本当は喉から手が出るぐらい欲しいんだけど、そうは言いながらも、やっぱり利用者負担がふえることは非常に抵抗があるということで、残念ながら諦めたっていうお話を聞いたことがあります。

今回の改定でも同様なことが起こるのでしょうか。

○福祉部参事（伊野宮 崇君） 今回の介護報酬改定につきましても、これまでの処遇改善と同様の仕組みでございますので、利用者負担額につきましても影響を受けるものというふうに認識しております。

以上であります。

○5番（森田真一君） そうしますと、利用者から見ると、結局消費税でお金が取られ、そしてそれが保険料でもお金を取られ、利用料でもまたお金を取られと、同じところでぐるぐる回ってるといった言い方したらいいんでしょうか、というようなことになって、言ってみればつけ回しで結果的に負担増になりかねないっていう、そういう側面があるということとは言えるのではないかなというふうに思います。

続いて伺いますが、市内の障害者福祉施設で働く職員の中で勤続10年以上の職員がどれぐらいいるかということは、これもやはりわかっていないということではよろしいのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 市内の障害者福祉施設の職員について、専門的な資格や勤続年数について調査したということはありません。

以上です。

○5番（森田真一君） 就労支援B型施設で働いている若い職員さん、定着させられず苦勞しているということをお話でも経営者の方から何度も伺って、ここでもお話を紹介させていただいてるところです。

つい先日も、数年来勤めてこられた若い職員がいろんな事情があって退職に至ったというお話を聞いております。こちらもニーズが拡大する中で担い手不足が大変深刻になっています。

政府の一連の処遇改善策はもちろんだよりはずっとましであるということはいまでもありませんが、規模が小さ過ぎる上に事業者に丸投げをし過ぎているのではないかと現場からの批判が絶えません。小出しにではなく抜本的な処遇改善を求めること、福祉を消費税増税の口実にすることを批判しておきたいというふうに思います。

きょうこの質問をさせていただこうと思ったのは、私もこの一斉地方選挙のさなか、多くの住民の方からお話聞かせていただいて、その中に介護職の方も多かったんですけども、本当に困っている状況を伺いました。

ある50代の男性の方は、月8回夜勤が入っている入所施設の方なんですけども、本当に月4回ぐらいの時代もあったんですけど、月8回になったら本当に体もふらふらして、寝ても体がもとに戻らないと。昼間休んでも、周りのノイズにも本当に神経が過敏に反応して休めないんだっていうような切実なお話をされていまし

たし、また他の議員からもちょっとお話ありましたが、介護労働者、特に女性労働者の方なんかはセクハラに遭ったりとかそういうようなことがあるんですけども、それそのものもストレスっていうことがあるんですが、私、たまたまこの市内の施設に入所されてる方、また同時に同じ施設で働いている方と個人的に知り合いだったということもあるもんですから、両方のほうから聞いたんですけども、当事者同士なんですけども、いわゆる利用者の方からセクハラに遭っちゃったっていうことで、御自身も御相談したっていうか、御家族の方からもお話聞いて、こんなことになっちゃって困ってるんだっていうようなお話も聞きまして、いろいろその方の人柄等々もわかってるんで、よくよく見てみますと、介護の現場の中で十分に手が回らなくて非常に利用者さんもストレスたまってる中で、本当はあってはならないことなんだけれども、セクハラ的な行為に及んで、自分に注意を引きたいとか、そういう心理状態に追い込まれてると見受けられるような事例なんかもあって、その被害に遭った介護士の方には、実はこういうふうに私は思ってるんですけどって話をしたら、大変納得していただいたんですけども、いずれにせよ、そういう病理的なことなんかも人手不足、残っている現場の中で、多数出ているもんですから、何とかそれを改善したいし、多くの方にそういう現場の実態があるんだっていうことを知っていただきたくて、今回はこの質問をさせていただきました。

この項については以上にしたいというふうに思います。

続きまして、地域生活支援拠点の整備についてお伺いしたいというふうに思います。

今回の地域生活支援拠点等の整備に関する基本方針は、これは基本的な性格は、必要なことを書き出した仕様書のようなものを示していただいたという理解でよいのでしょうか。

○障害福祉課長（小川則之君） 今回の基本方針は、当市における地域生活支援拠点等の整備の基本的な方針をお示ししたもので、今後この基本方針に基づいて市の基本構想や基本計画、障害者総合プラン等の上位計画との整合性をとりながら、財政状況等の条件も加味して具体的な施策を検討していくものでありまして、仕様書というようなものではございません。

以上です。

○5番（森田真一君） この中に基幹相談支援センターという言葉があるんですが、これは何か新しい施設を設ける必要があるということを指してるのか、それとも既存の機関の機能を位置づけることなのか教えてください。

○障害福祉課長（小川則之君） 今回の基本方針では、基幹相談支援センターは市を事務局として、市と総合福祉センターは～とふる、地域生活支援センター「ウエルカム」、この3者の機能を生かして整備することとしておりまして、施設ではなく機能というふうに位置づけております。

以上です。

○5番（森田真一君） 基幹相談支援センターの機能の課題として、専門性の高い職員の配置が必要とされる一方で、市の人事異動により安定した人材配置は難しいとあります。

今後の福祉ニーズの増加、複雑化を見越して福祉職の採用をふやしている自治体もあると聞いていますが、当市での考え方をお伺いしたいというふうに思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 市の職員採用についてでございますが、現在福祉専門職での採用は行っておりません。

福祉に関する専門性の担保につきましては、各担当課において社会福祉士資格取得のための予算措置を行ったり、より専門的な資格を有する職員を配置する必要がある場合には、非常勤職員を配置するための予算措置

を行っております。

以上です。

○議長（中間建二君） ここで午後1時30分まで休憩いたします。

午前11時49分 休憩

午後 1時29分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（森田真一君） それでは、午前中に引き続きまして、地域生活支援拠点の整備について、続き伺いたいというふうに思います。

この基本方針の中で、拠点等の5つの機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場の機能、それから専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりを挙げられています。

この中で、相談機能の課題とした、現在の相談支援体制では漏れてしまう人がいるとして、医療機関につながっていない精神疾患の方、ひきこもり状態にある方などを挙げてケアの必要性を示したことが、私はこの基本方針を読ませていただいた中で大変重要な点を取り上げていただいたのではないかなと思っております。

実際、私どもにこの間、相談を寄せられてる方々の中でも、このことを思わされるような同様の例が何件も見られました。その中で、これはどうなのかなと思ったことについて幾つか伺いたいというふうに思います。

まず、アルコールやギャンブル、買い物などの依存症の方のケアで課題になっていることなのですが、日々の金銭管理が重要になるとされています。ギャンブル依存症患者の自助組織などの説明では、現金を1日500円以上渡さないということを厳守させる必要があるとしているんですが、実際にそれを援助してあげる仕組みがありません。

あるギャンブル依存症患者の成年後見人になった弁護士さんから聞いた話なんですが、本来業務ではないのに、この方の金銭管理を引き受けざるを得なくなって、ボランティアで毎週3回面会して、ごく少額のお金を渡しているが、それでも1,000円札1枚あるとそれをギャンブルに優先して使ってしまう。生活困窮者自立支援事業では、家計簿管理は支援しても日々の金銭管理まではしてもらえない。毎日500円だけ渡すという単純なことができればその方は普通に自立できるということがわかっているのに、それだけのことができないで困ってるというお話でありました。

グループホームなど居住系の施設でしたら支援できるのかもしれませんが、在宅だと支援の手段がなくなってしまうんです。こうした支援の必要性があるのではないかと、これはギャンブル依存に限らず知的障害の場合なんかでもあるのかと思うんですけども、こういった支援などについては今後検討していかれるかどうかということをお聞きいただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 今回の地域生活支援拠点等の整備における相談機能では、障害福祉サービスを利用している方だけでなく、ふだんは生活が成り立っていても、介護者が急に倒れたりすることで立ち行かなくなってしまうであろうハイリスク者に目配りをして適切な支援につなげるための機能であります。

そのために、障害福祉以外の関係機関との連携をこれまで以上に密にする必要があり、御指摘の事例につきましても、関係機関の連携により適切な支援につなげるということが必要な対応であるというふうに考えるところであります。

以上です。

○5番（森田真一君） ありがとうございます。大変前向きな答弁いただいたと思います。

虐待などの疑いで緊急に一時的な保護が必要になる場合もあります。先日、親族からの精神的虐待を訴える精神疾患を持つ方から御相談をいただいて、この際に南台病院に併設されている救護施設あかつきを利用させていただきました。実に懇切丁寧な対応をしていただきまして、そのときは大変助かりました。市にも機敏に対応していただき、ありがたかったというふうに思っております。

このような際に、市が常時部屋を確保するという事は、これ大きな負担になるものかと思いますが、これらの施設がどの程度東大和市の拠点整備について功を奏しているかなどをお聞かせいただければと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 今回の基本計画では、地域のさまざまな社会資源を活用して整備を進めることを基本としております。緊急時の受け入れ、対応の機能においても同様の考え方に立ち、緊急時の受け入れの場を常時確保するためには、障害福祉関係の施設のみならず、介護保険やその他の福祉政策に基づく施設についての活用を考えていく必要があると考えております。

以上です。

○5番（森田真一君） 私もこの救護施設って初めて利用を、中のぞかせていただくチャンスがあったんですが、たまたまこういう類似の施設が東村山ですとか、小平ですとか、東大和と隣接してる地域に比較的多く集まっているということがわかりましたんで、そういう意味では地理的な優位な条件があるのかなというふうに思っ理解をいたしました。そういうせつかくの機会もありますので、積極的に位置づけしていただければと思っております。

次に、全国で今推計154万人、特に40代から64歳の中老年の方は61万人にも上ると言われてる、ひきこもり状態にある方々、またはその家族の悩みについてですが、この間、各種の報道などで7040問題ですとか8050問題などという呼ばれ方で大変関心が集まっています。

この相談機能の課題では、障害分野以外の機関との連携も必要であると示されています。いわゆるひきこもり支援は、国の説明では生活困窮者自立支援事業、東大和でいえば、そえるが窓口になるとなっています。

一人一人の対応に大変手間暇がかかるわけではありますが、そえるさんでは手間暇を惜しまず非常に親身な対応をこの間していただいている姿を見ているだけに、数名の限られたスタッフで今後こういう需要にどこまで対応し切れるのかなということがいささか心配でなりません。

これらのひきこもり状態にある中老年の方々が高齢化と単身化により親亡き後に一気にハイリスク層に転じるおそれがあるため、社会とのつながりを維持する支援が必要とされているのではないかというふうに思います。どのような社会的な資源が求められているか、現段階での市のお考えなどを伺いたいと思います。

○障害福祉課長（小川則之君） 今回の地域生活支援拠点等の整備は、ひきこもりの方の支援を主眼に置くというのではなく、あくまでも障害のある方の障害の重度化、介護者を含めた高齢化に対応するための地域の支援体制を整えるというものでありますので、ひきこもりの方への支援について直接お応えするという形ではございませんが、今回の基本方針では、民生委員や自治会などの地域の住民の方ともつながりを持って、さまざまな相談のチャンネルを用意して、かつそれらの相談機関が連携することによって障害のある方が地域で孤立しないような仕組みづくりを目指しているものであります。

以上です。

○5番（森田真一君） このひきこもりって、通常は今の行政のカテゴリーだと生活困窮者の支援という枠組み

の中で語られるわけなんでありますが、実際にそういうふうな状態だっという方々にお会いしてみると、精神疾患とまでは言い切れないんですけど、非常にメンタルヘルス、状態が悪くなってる方が多くて、かつ医療と若干結びつきもあるけれどもなかなか状態がよくないなんていうふうな方が多いもんですから、この中で伺いました。

特に、最近ではそういう方に対して、生活を安定させて就労支援を中心についている問題の立て方じゃなくて、その精神状態が非常によくない状態をケアするために、そのツールとして就労支援など、これ就労っていうのは、ここで言うのは一般就労に限らず福祉的な就労なんかも含まれてるんですが、そういったものをツールにして状態の改善を図っていくっていう考え方に変わってきてるっていう話を聞きまして、具体的な事例で言いますと、例えば世田谷区ですとか、それから台東区なんかで今青少年若者サポートステーション事業というのをやっていますけども、そこの事業を請け負っている公益社団法人青少年健康センターっていうところがあるんですが、ここでは最近40代の方までを対象にして、私も専門家じゃないんで余り詳しくはないんですけども、オープンダイアログだとか、ユマニチュードだとか、いろんな新しい手法を駆使してそういった方々のケアに対応している、新しいアプローチしてるんだっというふうになっています。

実際にそういう自治体なんかでは、自治体ではもう30代までっていうふうに絞ってるそうでもありますけども、そんなような新しい取り組みの中で、こういった困ってる状態の方たち支援していこうっていう、そんなアプローチも今あるということでここではちょっとお伺いした次第であります。

いずれにしても、先ほども御紹介したとおり、大変地域の中で障害、メンタルヘルス等々でお困りの方が多いということもこの間肌身で感じておりますので、そういった方々の力になっていただけるような施策を展開していただければということでお伺いいたしました。

この項についてはこれにて終わらせていただきます。

続きまして、大項目の3の市の清掃事業について伺いたいと思います。

31年度の手数料の一覧も資料要求はしたんですが、残念ながら今現在ではまだこれ出てないということでわかっているところでお伺いしますが、市町村自治調査会が毎年発表している多摩地域ごみ実態調査、最新は平成29年度統計になりますが、家庭ごみ処理手数料の一覧をもとに伺いますが、今年度から有料化した小平市の手数料のところについては読みかえて、当市と同じ手数料単価に設定しているような市は現在どれぐらいあるのかということをお伺いしたいと思います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 可燃ごみ及び不燃ごみ、こちらにつきましては1リットル当たり2円という形の手数料、こちらのほうを設定させていただいているのは11市ございます。

容器包装プラスチック、こちらにつきましては、可燃ごみ、不燃ごみ、こちらにつきましてもリッター2円ということ、また燃やすごみ、燃やさないごみということで同じような形で設定している自治体も含めまして、4市がリッター当たり2円という形で設定してるという形でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 今お答えいただいたとおり、私も見ました。確認しましたが、私どもと同じリッター2円を基礎にしている自治体11市中、容器包装プラスチックについて同額にしているのが4市、それから半額にしているのが4市、無料ですしてるのが3市という状況であります。うちと同額にしてるっていうのの中には、確か2市かと思いましたが、容器包装プラ、分別してないところもある、今度から、これからっていうところもありますので、それも含めてとなりますけども、いずれにしても、上位4市の中に、高いほうから

ですね、単価設定で言えば高いほうから上位4市に含まれているという状況はこの31年度の当初段階でも確認されたということかと思えます。

それから、また別の資料も出していただきました。同じく市町村自治調査会のこの多摩地域ごみ実態調査、平成29年度統計の中にあります1人1日当たりのごみ量の推移というグラフを出していただきましたけども、これはもとはカラーなんですけど、出していただいたもの、モノクロコピーでちょっと若干見にくかったんですが、読み取れますのでこのまま使わせていただきます。

平成20年度を100とした指数を、1人1日当たりのごみ量の平成20年度を100とした指数を多摩地域、都区部、全国の3つの推移として比較をしたものがここでは出ています。多摩地域と都区部とを比較できる平成28年度の数字を見ると、多摩地区は87、都区部は86となっています。減少率で都区部のほうが優位になるのが平成23年度から続いています。

このことから、家庭ごみ有料化を進めてきた多摩地区と無料で続けている都区部では、同時期の減少率については都区部のほうが、つまり無料のままにしているところのほうが優位であることは明らかと思いますが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) こちらのほうを、都区部、多摩地区ということで、同一年度で廃棄物の排出量、こちらのほう、もともとの排出量、平成20年度で随分違ってきております。こちら、違ってきているものをそのまま100として見ておりますので、排出量の削減効果が大きかったその都区部のほうが28年度においては随分大きく、多摩地区に比べては減少の率としては大きかったのかなというふうに思っております。

多摩地区は、廃棄物の排出量の削減がこの表を見ると進んでいるという形で、減量している率が少なくなっているというのは見てもわかるところなんですけど、専門家の意見としましても、こちらのほう、多摩地区は減量の先進自治体である、それが集まるところだよというようなお話もいただいております。

多摩地区、こちらのほう見ていただきますと、それでも87%ほど下がっているという形になりますので、こちらを見た中では、都区部が多摩地区に比べて優位であるという形ではちょっと今のところ私たちは考えてはいないという形でございます。

以上でございます。

○5番(森田真一君) 同時期に減る量が向こうのほうがもともとのかきが多いから、量として減った分が向こうのほうが大きくなるっていうことであれば、これは当然あり得る話、減量率が同じであってもあり得る話ですけど、ここでは減量率で差がついてるっていうことでありますから、仮説として、家庭ごみ有料化すれば、ごみがより減る、こういう理屈がここでは数字の上では成り立っていないということだけ確認しておきたいというふうに思います。

私ども、単にごみが減ればそれでいいってことだけじゃなくて、そもそもごみの有料化については、本来であれば税金で措置されるものが、一部手数料負担っていうことが新たに設けられていくということが市民の暮らしにとって負荷がかかると、こういうようなことからこれまでも反対をしてきたわけでありまして、そういう点から私どもこの数字を見させていただいておりますので、御承知おきいただきたいというふうに思います。

ということで、そういう立場でありますから、有料化しても、無料のままでも、家庭ごみの削減に少なくとも大きな違いがないという状況ですから、それならば毎年2億円ものごみ袋代を市民に負担させ続ける必要はなかったのではないかと考えます。

有料化を機に各戸収集などができるようになったというような支持する御意見もあるのかもしれませんが、他の自治体では高齢者、障害者の方を対象にいわゆるふれあい収集というような形で各戸収集を行っているケースもあるわけですから、今現在団地などのように各戸収集から外されている世帯についても、その手法を使えばより広く必要な対象者にそういった各戸収集、手当てできるのではないかとというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 排出物の削減の推進という形につきましては、廃棄物の有料化、こちらにつきましては効果は私たちはあったというふうにはまず考えてはございます。

平成28年度の廃棄物排出量が都区部が925グラム、それに対しましては多摩地区では747グラムという形になってございます。都区部に比べて多摩地区は減量がまず進んでいるという形は、そこは御理解いただきたいなというふうに思っております。

また、いわゆるふれあい収集、こちらにつきましては、実施自治体によってさまざまな方法があるというのは議員も御存じだとは思いますが。戸別収集ということと、またこちらのほうにつきましては制度的に違うということ、またそれについては、他市においても戸別収集とは別に検討されて実施しているという形で私たちも考えてございます。

以上でございます。

○5番(森田真一君) このふれあい収集、多くの方は確かに関心ありまして、自治体によっても今おっしゃったようにやり方いろいろ違うようです。

ちょっとろ覚えですけども、日野市かなんかはいわゆる戸別にふれあい収集ってということだけじゃなくて、例えば特別なボックスを設けて、そういう要介護者の方なんかは、おくれてヘルパーさんがごみを出すのに、朝来て出すということじゃなくて、ヘルパーさんが来る時間に遅い時間に出してもちゃんと回収できるようにする制度があるとか、何か幾つかそういうような工夫をしてるようなところもあるというふうに伺っておりますので、いろいろ調べてより便利なふうにはこれをしていただければというふうに思っております。私どももいろいろ調べて提案したいと思います。

次に、清掃ボランティアのごみ袋の扱い、これについては先ほど市長答弁でもお答えいただきましたので承知をいたしました。

これは具体的には、直近お二人ぐらいのボランティアさんの方からお話いただいて、集団で清掃やるっていうことじゃなくて、お一人で近くや駅前のごみを一生懸命拾ってくださるような方がいらっしゃって、量からすると1回のごみがごく少量なものですから、ボランティアのときにいただいている大きい袋だとちょっとこれが困るだとか、じゃこの小さいので捨てる時はどうするのって言われたら、それはなんかちょっとやりとりもちょっとうまくいかなかったということもあるのかもしれないけども、それは自分のごみに入れてくださいみたいな、そんなような話になりまして、ちょっとそれはいかがなものかというようなお話から出発していたわけですけども、基本的な考え方っていうのは変わってないってことはわかりましたので、これは具体的には、そういう清掃ボランティアで出したごみだよということを明示すれば収集していただけるということによろしいわけですね。

○ごみ対策課長(中山 仁君) 今議員おっしゃるとおり、明示はしていただきたいというふうに思ってます。それがなくてどういうごみなのかかわからないということ、あともう一つお願いしたいのがお電話をいただきたいということで、そうすれば、必ずそれが、そこに置いてあるものが清掃ボランティアの方がごみ掃除を

行ってまちを美化にするということで尽力いただいたものだという形がわかります。その関係を私たちも清掃事業協同組合のほうにお話をさせていただいて収集漏れがないようにするという形をさせていただきます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ではよろしく願いいたします。

それでは、次ですが、ごみ減量の課題では、前回関連質問で行った際にプラスチックごみの削減に力を入れて進めたいというお話をされていましたが、このたび、セブン-イレブン等と共同で行うペットボトルの回収機の全店設置の事業、全国で初のやり方で行われるということで注目も集まっているようであります。これまでのスーパーの店頭での回収と比べて、どういった点でメリットがあるなど、それから始まったばかりでありますけど、市民の方々から何かこう反応などありましたら教えてください。

○ごみ対策課長（中山 仁君） 市では、市民の皆様の利便性の向上ということを考えまして、こちらのほう、セブン-イレブンさんと共同で行う、またそちらについては清掃事業協同組合、日本財団さんが絡んだ中でのこの4者での今回の事業ということでようやく日の目が出たという形になってございます。

こちら、市では現状スーパーなど協力いただいているリサイクル協力店、こちらのほうも全て合わせて、今ペットボトルの自動回収機については19台置いていただいております、その差別化という形では、まだ今のところは一緒という話でございます。

コンビニエンスストア、実施させていただいたという形になりますと、既存のスーパーとの違いという話になりますが、こちら、コンビニエンスストア、深夜でもペットボトルの回収はできるというところがまだ利用していない方の掘り起こしというようなことで有意性があるのかなというふうには考えてはございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） ちょうど今G20でプラスチックごみの問題を大きく取り上げてるとということで、多くの方も関心を寄せられてるかと思うんですが、私どもも本当につい1年前、2年前ぐらいだとあんまりこう認識してなかったというふうに自分の不明として思うわけですが、本当に人類の死活にかかわるという言葉が文字どおりの大問題として今多くの方に受けとめられてるのではないかと思います。

汚染防止の取り組みとしてこの回収機の設置が功を奏することを期待をします。同時に、ペットボトルありきの飲食の習慣を変えていく取り組みに踏み出す動きもあり、先進的な自治体や事業者がさまざまな試みを行っています。

環境省が平成22年度よりマイボトル・マイカップキャンペーンを提唱して以降、複数の自治体で水道水のキャンペーンも兼ねて庁舎内にボトルに給水しやすいウォーターサーバーを設置したり、また三多摩でも武蔵野市や町田市、多摩市、八王子市などがキャンペーンに参加をし、マイボトル持参に対応する店舗の普及啓発を行う、本市のように茶どころである水俣市や京都府南山城村では、マイボトル持参で地元のおいしいお茶の利用をと呼びかけているようであります。

このキャンペーンの説明では、マイボトルを利用すればペットボトルの排出そのものを抑制することに加え、リサイクル等に係るエネルギー消費も抑制でき、ペットボトルの15分の1のCO₂排出量に抑えることができるとしています。

本市では、店頭回収など呼びかけ、リサイクルを円滑に行うことに早々から努めてきたわけですが、まだこのこのマイボトル・マイカップキャンペーンのようなものには参加していなかったのかどうか伺います。

○ごみ対策課長（中山 仁君） こちらのキャンペーンにつきましては、今現状では参加はしておりません。

ただ、平成22年度以降、こういった形で大きくマイボトルの関係でもお話がありました。資源の削減という形では、当時から東大和市としてもお伝えさせていただいておりますし、マイボトルについては啓発品という形で作成をし、市民の方にイベントごとでお配りするというような形もさせていただいております。

直近でいきますと、平成30年度、こちら廃棄物の減量等推進審議会、こちらにおきまして、マイボトルにつきまして減量ということとエネルギーの消費に関して有意性があるという形で紹介のほうはさせていただいております。

最近のペットボトルの使用状況見てみますと、当市におきましては年々行政回収については減少しているという形になってます。こちらにつきましては、「マイバック 資源を入れて お買い物」という形の標語が大分浸透してきているのかなというふうに考えてまして、ただ、国内で見ますとペットボトル自体の需要はふえています。こちらのほうは統計で出ているところではございます。

この関係でいきますと、リデュースっていう考え、発生を抑制するという形がまた一番いいというふうに私も考えております。ペットボトルの消費量がふえている現状からは、適切な排出を促すということもまた必要だという形で考えております。

平成22年度当時につきましては、ペットボトルにつきましては、やはりリサイクルをしていくとなるとやはりどうしても劣化が進んでいくという形がありました。ただ、今現状では技術革新等がありましたので、ボトルと ϕ ボトルということで、ペットボトルからペットボトルにというような形になりまして、またここで製品も発売されているというような状況もございます。

こういったことから、当市におきましては、リデュースという形でも考えますし、リサイクルということも並行して行っていくという形、それにつきましては東大和市の一般廃棄物処理基本計画、こちらにあります発生抑制ということと再使用、こちらのほうを両輪として推進しまして、それに伴いましてCO₂の削減ということも視野に入れながら業務運営していきたいと考えております。

以上でございます。

○5番（森田真一君） その海洋プラスチックごみのかなり多くの部分にペットボトルなどが含まれているというようなお話も、まだこれは調査、正確に言うとこれから日本でも調査が始まるということなんで、細かいことはわかんないんですが、世界的にはおおむねこのペットボトルがかなり汚染の原因の一つになってるんじゃないかっていうことは言われてるものですから、市長答弁でも、市民が生活のスタイルの中で廃棄物の減量に取り組んでいくように意識改革をっていうふうには先ほどおっしゃってましたけど、全くそのとおりでなくて、まず自分から変えなきゃ、そのときに一番考えなきゃいけないのはまず自分からどう変えるかっていうことでありますので、今さらという感じではあるんですけど、私もこの質問をつくりながら、ああやっぱり必要だなと思って350ccぐらいの小さいボトル、魔法瓶ですね、ああいうものを買って求めて、何で今ごろ、何言ってるのっていう感じはあるかもしれませんが、気がついたときに気がついたところから変えていくっていうことが必要なかなと思って、まず持つ習慣をこれからつけて、少しでもお役に立つようにしたいし、そうやって言って歩くっていうことも大事かと思ってますので、市民の皆さんに働きかけをしたいと思っております。

この質問は以上で終わらせていただきます。

次に、4番目になりますが、学校・通学路の安全確保について伺います。

他の議員の関連質問でも多くお答えいただいたので、重複する部分については割愛をさせていただきます。

まず初めにお伺いしたいのは、高木駐在所から奈良橋交差点まで都道128号線が通っておりますけども、第一中学校に通う生徒さんたちが毎朝列をなして登校されています。車道は制限時速30キロとなっております、カーブが多く見通しの悪い道です。車は45キロから50キロぐらいのスピードでひっきりなしに走り抜けていきます。大人の私でさえも、安全を確認してから渡ることにより一苦労するような道になっています。歩道には注意喚起のためのカラー塗装がされていますが、一人一人がやっと通れるほどの狭さで、電柱があれば車道に出るしかありません。子供たちの姿を見るたびに、事故がなければよいがと気になっております。

ここではガードレールが設置しにくいいためか、このような姿になっているものと思いますが、ポールを設置や路地からの見通しがもう少しよくなるように、ミラーの設置基準などを改めるようなことはできないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 都道第128号線でございますが、こちら、過去においても、相当古い時代でございますが、スピードの取り締まりを行っていたという経過がございます。その経過もございますので、通過車両の速度超過につきましては東大和警察署に再度、取り締まりを要請したいと思っております。

また、ポールの設置についてでございますが、都道第128号線につきましては東京都が管理している道路でございますので、具体的な場所がわかれば東京都に要望したいということで考えてございます。

また、カーブミラーのことについてでございます。路地が市道の場合は、カーブミラーの設置につきまして、現地を確認の上、必要か否かを調査したいと思っております。

なお、カーブミラーの設置基準につきましては、交通事故を未然に防止することを目的として、見通しの悪い道路屈曲部及び交差点等に道路反射鏡を設置することとしてございまして、現地を確認の上、必要か否かを判断しているような状況でございます。

以上でございます。

○5番（森田真一君） 通学路の合同点検の結果を市のホームページから見ることはできるんですが、小学校10校について点検されているとありますが、中学校については対象とはしないのかどうか伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） 平成24年度から実施しております合同点検につきましては、小学校の通学路が対象になっておりますので、市内の10校の小学校におきまして、保護者の方々の御意見等を踏まえた上で、各学校でその点検の箇所を抽出していただきまして、学校、保護者、東大和警察署、道路管理者及び私ども教育委員会の5者で点検に回るということでございます。

以上です。

○5番（森田真一君） それは、要するにもう中学生ぐらいになれば自分で気をつけられるだけの条件はそろってるだろうってことの意味で理解していいですか。

○教育総務課長（石川博隆君） 24年度から実施している通学路の点検と申しますのは、通学路というのは小学校の児童が通う路線というふうな形になりますので、中学生の通う通学経路についてまではちょっと対象になってないというところでございます。

以上です。

○5番（森田真一君） わかりました。私は学校に続く道は全部基本的に通学路と理解してたんですが、行政から見ると、そういう小学校に接続してる道は通学路だけれども、中学校とか、高校もそうなのかもしれないけど、は通路ではあるけども通学路ではないということなんですね。そういう理解ですね。わかりました。

次行きます。

登校時間に駐在さんや保護者の方々、スクールガードのボランティアさんなどを初め、毎朝、多くの方、御努力されているところをお見かけします。本当に毎日のことで頭が下がる思いではありますが、保護者の方々も今は共働きの方も多いでしょうし、またスクールガードのボランティアは募集に日々苦勞されてるというようなお話も聞いております。かつて東京には、本当に私の子供のころの話でありますけれども、緑のおばさんと呼ばれる制度がありました。

当市では、現在これはどのようにになっているのか、その役割について改めて見直す必要はないのかどうか伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） いわゆる緑のおばさんと呼ばれます学童交通擁護員につきましては、昭和38年度から東京都の簡易失業対策事業という形で開始されておまして、東大和市におきましては昭和43年度から事業が開始されたということでございます。当初は2名から始まりまして、昭和50年度からは14人が配置されてるという形になりました。

その後、信号機の設置等が進みまして、またお互いに交通ルールを守って安全を確認して通行すれば問題がないということと、それから学童交通擁護員の配置箇所以外でも信号機のある横断歩道を安全に横断できているということがございまして、平成12年度より第七小学校区の学区の1カ所を除いて13カ所廃止に至ったという形の経緯がございます。

その廃止後、現在までは各学校におきまして保護者の方々、PTA、学童交通擁護ボランティア、スクールガードの方々の御協力をいただきながら児童の交通安全を図っているところでございます。

この後、平成29年度まで、第七小学校の通学路のうち信号機のない横断歩道の1カ所にのみ擁護員が配置されてございましたけれども、この方が年度途中で退職されまして、その後任がなかなか見つからず、また詰め所として借用していました土地も所有者の方からの要請によりまして返還をして、その後、平成30年度はその代替地も探したんですけれども、なかなかこれも見つかりませんでしたということと、また児童におきましては、交通ルールを守って近くの信号機のある横断歩道を安全に横断できているということもございましたもんですから、今年度からは事業としての予算計上を見送ったという形の経緯がございます。

また、あと国の通知におきましては、教育委員会、学校、家庭、地域住民、警察、自治体の関係部局等の関係機関が連携して、学校や地域の実情に応じ安全確保対策に取り組み、児童・生徒の登下校を地域全体で見守る体制を整備することが重要というふうにしております。

このことを踏まえまして、現時点におきましては市では学童交通擁護員の復活というのは今現在考えておりません。

今後も保護者、PTA、学童交通擁護ボランティア、スクールガードの方々を初めとしまして、地域の方々の御協力をいただきながら子供たちの交通安全を図っていくことを考えてございます。

以上です。

○5番（森田真一君） 古い話を持ち出してしまっただけで申しわけない、大体同世代だからいいですよ。私、練馬区に子供のころ住んでたもんですから、同級生の親御さん、お父さんがいらっしゃらない母子家庭の方のお母さんが昼間、緑のおばさんやって、何々ちゃんのお母さんだよなんて声かけられて、後から聞いたら、この緑のおばさんとか、あと学童指導員も東京の場合そうらしいですけど、寡婦の失業対策ということで、半分そういう位置づけとあと子供の見守り、安全っていうことと、そのお互いのメリットを生かして事業をやった時期があるっていうようなことも伺ったことがあります。

いずれにせよ、子供にきちんと十分な目が届くようになっていくことが求められるわけではありますが、一方で、これだけ日々の、特に子供を巻き込んだ交通事故などがもう連日のように報道されている。その背景の一つということで、きょうちょっとたまたま朝ラジオつけたらその話に出くわしたもんですから、聞いていたんですけど、欧米諸国に比べても、日本の交通事故、歩行者が巻き込まれる率が非常に高いというのが特徴なんだったというお話をしていました。その原因として、ガードレールですとか、またハンブだとかこういった物理的に防護をするようなものが非常に少ないということは原因になっていると。そのことが歩行者の事故になると。

そう言われてみると、滋賀県でのあの事故なんかも確かにそのとおりで、私、事故が起こったとき最初にグーグルのストリートビューで見たときに、最初にそれを見たんで、あああんな大きなきれいにしている通りでもそんなことがまだ残ってるのかというふうにして、改めてそのことと結びついた次第です。

こういった防護策の設備が不十分であることや、またゾーン30などとされるような速度規制の導入がともすると日本の道路交通事情の中では自動車優先になっているということが問題とされています。

ちなみに、東京都の通学路等における児童等の安全確保に関する指針っていうのも見てみたら、やはりここでも通学路の設置基準が、できる限り歩車道の区別がある道路とし、その区別がない場合は次の条件に適合する道路であることとして、車両の交通量が比較的少ないことなどとしています。本来であれば、車の通りが多いから危ないから、そういう通学路として流入の規制、速度の規制をするっていうのが私は普通なんじゃないかなと思うんですが、実際にはこの指針ではむしろ逆になってるわけなんですよね。近隣住民との利害調整っていうことでの意味合いで多分書かれてるんだとは思いますが、子供目線から見たときに、この設置の考え方っていうのはどうなんだろうかっていうふうに改めて思ったわけでありまして。このようなことが一つ背景にあるんじゃないかなと思っております。

それで、次伺いますが、交通安全対策についても今ほどる伺いましたけども、次に防犯対策についても伺いしたいと思っております。

他の議員の質問でも答弁をされていた、ながら見守りというものを御紹介されていましたが、どのようなものでどのような効果が期待できるのか伺います。

○教育総務課長（石川博隆君） ながら見守りと申しますのは、ウォーキングやジョギング、買い物や犬の散歩、花の水やり等の日常活動を行う際に防犯の視点を持って見守りを行っていただくというものでございます。子供たちが下校する時間に先立ちまして、防災行政無線を使用しまして見守り放送を流してるところでございますが、それによりまして市民の皆様にご覧の子供たちの下校時の安全の見守りをお願いしているわけでございますが、その際、地域の多くの方々がこのながら見守りということで、子供たちへの目配り、気配り、こういったものをしていただくことによりまして犯罪の抑止効果がある程度あるというふうに考えてございます。

以上です。

○5番（森田真一君） 川崎の児童を巻き込んだあの殺傷事件などの痛ましい事件もこの間あったわけでありまして、ちょうどこの報道がされてるときに、ニュースで子供の防犯対策に詳しい立正大学の小宮信夫先生という方がお話をされてたんですが、学校で行われる防犯教育がしばしば子供に犯罪者に遭遇したら何々しなさい式の犯行後の対応を求めることが多いことを指摘をしています。声を出しなさいだとか、それからできたら護身の何かできたらいいんじゃないかとか、別にそれはやれたらやったほうがいいわけですけども、そういうようなことを求める傾向があって、特に不審者に気をつけなさいっていう声かけがあるわけですけども、一

体誰が不審者なのかっていうのは見た目では犯行が起こるまではわからない。絵に描いたようなサングラスにマスクみたいな人は誰も来ないわけでありまして、そうじゃない状態から、外見からはわからないこと、犯罪者は入りやすい場所、犯行が見えにくい風景を読んで犯行の機会をうかがってるので、子供や地域の大人がそれを読み解く能力をつけることで防犯力をつけるしかないと説明をされていました。

小宮先生は東京都の子供の安全対策なんかにもかかわっていらっしゃる先生なんで、もしかしたら教育委員会のほうなんかでは何度かお話聞かれてたりとかもするのかもしれませんが、死角となりやすい場所に住民の目線が届く機会をふやす手段として、花木の水やりや犬の散歩など、通学時間帯にあわせて行うながら見守りを推奨してるんですっていうお話をテレビの中でも話して、後でちょっと本も買って読んでみたんですけども、そう言われてみるとそれは大事なことだし、自分の生活の中で無理にボランティアの別の時間をとってということじゃなくてもできることはあるんだっていうことを改めて知った次第です。

そういったようなことでいうと、私たちだってできるし、この議会では、部長さんたちだけでなく、課長さんや一般の職員の方も防犯の腕章をつけられるとかして、新たにその目を広げていこうっていうことでありましたし、そういう意味でいうと、私たちも22人の議員がそろいましたから、御協力の要請があればそういうことだってきっとできると思いますし、細かいとこまで目が届く、その目の数をふやしていくっていうことが必要なのかなって思いました。

以上のようなことも踏まえながら、ぜひ引き続き子供のための安全・安心まちづくり、力尽くしていただければということをお願いいたします。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、森田真一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 荒 幡 伸 一 君

○議長（中間建二君） 次に、16番、荒幡伸一議員を指名いたします。

[16番 荒幡伸一君 登壇]

○16番（荒幡伸一君） 議席番号16番、公明党の荒幡伸一でございます。先般行われました市議会議員選挙におきましては、多くの市民の皆様の温かく力強い御支援を賜りまして、2期目の当選をさせていただきました。公明党の議員として、大衆とともにとの立党精神を胸に、市民の皆様と行政とのパイプ役として、この4年間も誠実な議員を心がけ、心こそ大切なれをモットーに、市長を支え、将来にわたって活力ある東大和市を維持していくためにさらに精進していく決意でございます。何とぞよろしくお祈りを申し上げます。

それでは、通告に従いまして、令和元年第2回定例会における一般質問を行わせていただきます。

今回私は大きく4点にわたりまして質問をさせていただきます。

まず1点目は、自転車の事故対策についてであります。

環境にやさしい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあります。そのため、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。そこで万一の事態への備えが必要であります。

また、自転車保険条例の制定が自治体に広がる動きがあります。そのことも踏まえ、国はことし1月、国土交通省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足させました。現在保険の補償内容や自動車損害賠償保険と同様、全国一律で自転車利用者に保険加入を義務づけるかどうか検討を行っており

ます。

自転車は、子供から高齢者まで幅広い層が利用し、利用頻度や経済力にも大きな差があります。こうした点も踏まえた丁寧な議論も求められています。

また、事故を起こした自転車運転者の約4割が20歳未満であることから、保護者の加入の必要も指摘されています。

公明党は10年、党内にプロジェクトチームを発足させ、自転車が安全・快適に走りやすい環境のあり方などについて活発に議論を重ねました。11年には、自転車専用信号や専用通行帯の整備に加え、交通安全教育の徹底や自転車保険の拡充などを盛り込んだ党独自の提言を発表いたしました。17年12月に成立した自転車活用推進法の中に提言内容が随所に盛り込まれております。

同法に基づく推進計画、18年の6月に閣議決定をいたしました。こちらの中には、法律による保険加入の義務化について検討を進める方針が明記されております。

自転車がかかわる事故は総数こそ減少しているものの、自転車対歩行者に限ると年間約2,500件で横ばいが続いています。近年は、歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど、高額賠償の判決が相次いでいます。

ところが、保険への加入は十分に進んでいないのが現状であり、17年に歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は6割にとどまっています。自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。定額の費用で手厚い保障を得られるのが特徴です。しかし、保険に未加入だったために高額な賠償金を払えなければ被害者は十分な補償を受けられず、泣き寝入りするしかありません。

このため、住民に自転車保険の加入を勧める自治体がふえています。いずれの自治体も、通学や通勤を含め、自転車を利用する全ての人が対象になります。また、自転車の販売店やレンタル店に対しても、購入者や利用者が保険に加入しているかどうか確認し、保険加入を勧めるよう協力を求めています。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、2018年、当市の自転車事故は89件でありましたが、自転車事故対策とその周知についてどのように取り組んでいるのか伺います。

②といたしまして、自転車の運転マナーも大きく向上させていかなければならないと考えますが、市の見解を伺います。

③といたしまして、安全教育の推進についてどのように取り組んでいるのか伺います。

④といたしまして、市民の自転車保険について、以下伺います。

アとして、加入状況とその周知について。

イとして、加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体がふえています。どのように認識しているのか、市の見解を伺います。

ウとして、加入の促進の取り組みについて伺います。

次に、2点目といたしまして、学校施設の環境改善についてであります。

平成最後の夏と言われた昨年の夏は、誰もが忘れることのできない夏だったのではないのでしょうか。7月中旬、気温が平年より3度以上高い今まで経験したことのない激しい暑さ、猛暑、酷暑が続き、40度を超える危険な暑さも各地で観測されました。気温が高い状態は8月上旬にかけて続き、熱中症で命を落とす危険性もあ

ると気象庁が注意を呼びかけ、この記録的な暑さを一つの災害と認識していると発表されました。

まさに災害レベルの暑さで、熱中症の疑いによる全国の死者の数が7月の1カ月間で124人に上り、10年前からの集計開始以来、1カ月当たり最多となりました。救急搬送数も5万2,819人で過去最多を記録し、連日続いた猛暑が災害となり、生命を危険にさらしている現状が浮き彫りになったと報道されています。

この経験したことのない想像を絶する災害レベルの暑さに対しては適切な対策を早急に打ち立てていかなければならないと考えます。

当市におきましては、市内小中学校の特別教室を含む全ての教室へのエアコン設置は既に対応されておりますが、災害時の避難所ともなる学校体育館へのエアコン設置を望む声や学校施設の環境改善を望む声は多くの市民の方から耳にしています。

そこで、以下お伺いいたします。

①といたしまして、防災拠点でもある小中学校の体育館へのエアコン設置に向けた取り組み状況について伺います。

②といたしまして、インフルエンザ等の蔓延を防ぐためにも、各教室に加湿器の設置が必要であると考えますが、市の見解を伺います。

③といたしまして、食の安全と給食配膳員の健康管理のために給食配膳室にもエアコンの設置が必要であると考えますが、市の見解を伺います。

次に、3点目といたしまして、学校教育についてであります。

平成5年に当時の文部省が出した通告により、進路指導は偏差値に頼って行われるのではなく、学校の教育活動全体を通じて的確に把握した生徒の能力、適性、興味、関心や将来の進路希望等に基づき、また進学しようとする高等学校や学科の特色や状況を生徒が十分理解した上でなされるべきであると、業者の統一テストに基づく偏差値による進路指導は全国的に廃止されました。

この偏差値の利用は、生徒の全国的な順位が明らかになる、各高校の合格ラインがはっきりしており、偏差値と高校の序列を組み合わせることで受験校を決めるのがそれまでの進路指導の実態でした。

偏差値がなくなり20年以上が経過した今、公教育では、客観的な基準がなくなる中で、中学校以外、つまり学習塾などではいまだに用いられている偏差値の進路指導が目につくようになっております。

当市においては、社会人としての勤労精神や労働の達成感など、職場体験や道徳公開授業など、中学校教育の中で生徒の将来設計意識の醸成を計画的に行っていただいておりますが、それも踏まえて当市の中学校教育における進路決定についてお伺いいたします。

①といたしまして、中学校卒業時に進路未決定者がゼロになるような支援体制や取り組みについて。

アとして、各中学校の現状や課題について。

イとして、進路相談や進路指導のあり方について伺います。

そして、東京都教育委員会は、2016年度から都内全ての公立学校で実施している東京都オリンピック・パラリンピック教育の集大成として、大会を直接観戦する体験を提供すると発表しています。一人でも多くの小学生と中学生に観戦の機会を与えてあげられることを望みます。

そこで、②といたしまして、東京2020オリンピック・パラリンピック教育の推進について。

アとして、現状の取り組みや課題について伺います。

イとして、何らかの形で参加することによって心に大きなレガシーを築いてもらいたいと考えますが、市の

見解を伺います。

最後に、4点目といたしまして、スポーツ施設についてであります。

オフシーズンの市民プールの活用についてはこれまでも機会あるごとに質問させていただいておりますが、稼働している日数が年間約50日、稼働していない日数のほうが圧倒的に多いわけです。オフシーズンも有効活用できないのか、オールシーズン活用できるプールにならないのかなど、もったいないというお声を市民の皆様から多くいただいております。

そこでお伺いいたします。

①といたしまして、オフシーズンの市民プールの活用については、これまでにどのような検討がなされてきたのか伺います。

②といたしまして、屋内プールの新設については、これまでどのような検討がなされてきたのか伺います。

この場での質問は以上とし、再質問につきましては、御答弁も踏まえまして自席にて行わせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

[16番 荒幡伸一君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 初めに、自転車の事故対策とその周知についてであります。市では、自転車利用者の多い道路や自転車に関与した交通事故が発生した地点、もしくは発生するおそれがある地点などに注意を促す区画線の設置や立て看板の設置を行い、通行車両や自転車通行者、歩行者へ周知するとともに安全対策を図っております。

次に、自転車の運転マナーについてであります。自転車利用者の交通ルールとマナーの向上につきましては、東大和警察署や交通安全協会など関係機関と連携し、違反者の取り締まりや街頭指導等を強化していく必要があるとともに、自転車の正しい通行方法や交通マナーに関する広報啓発活動を推進することにより、地域社会における交通安全意識の高揚を図ることが大切であると考えております。

次に、安全教育の取り組みについてであります。市では、東大和警察署や交通安全協会と連携し、小学生や中学生を対象とした交通安全教室や、一般の方や高齢者の方を対象とした交通安全講習会を実施しており、自転車利用者の交通ルールの習熟やマナー向上を図っております。

次に、自転車保険の加入状況等についてであります。自転車保険の加入状況につきましては、さまざまな保険があるとともに、加入者を特定することが難しいことから、市で把握することは困難であります。

周知につきましては、市報や市公式ホームページにおいて自転車保険への加入を勧める記事を掲載しているほか、各公共施設に自転車保険に関するパンフレットを置いて周知を図っているところであります。

次に、加入の義務化や促進を求める条例についてであります。自転車事故によります高額な損害賠償の事例がありますことから、自転車利用者の方には、万が一に備え、自転車損害賠償保険にはぜひ加入していただきたいと考えております。

東京都では、平成25年7月に自転車損害賠償保険への加入を努力義務とした条例を制定し、他県においても条例を制定した県があることは承知しております。しかしながら、条例では努力義務としているところが多く、罰則規定を設けられないなど、その実効性についてはさまざまな意見があります。

現在東京都におきましては、自転車保険を含めた自転車の安全で適正な利用の促進に向けて求められる対策等についての専門家による会議が設けられたところであります。その進捗や他市の状況を注視しながら調査研

究してまいりたいと考えております。

次に、加入の促進の取り組みについてであります。現在市報や市公式ホームページに保険の加入について掲載しておりますが、自転車利用者の方に対し直接加入を呼びかける方法を検討するなど、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校体育館への空調設備の整備についてであります。実施設計委託料につきましては本会議において補正予算の議決をいただいたところであります。今後実施設計委託を進めてまいります。

学校体育館への空調設備整備を進めるに当たっては、補助制度を活用することで市財政の負担軽減が図られるところではあります。なお多額の費用が見込まれております。そこで、緊急防災・減災事業債を活用し、財政負担の平準化を図ってまいりたいと考えております。

なお、緊急防災・減災事業債を活用できる要件が整わない場合には、計画の見直しも今後の課題になるところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、各教室への加湿器の設置についてであります。インフルエンザ等の感染症の予防には、うがい、手洗いに加え、日ごろから喉を乾燥させないことが有効であると認識しております。

このことから、市内の小中学校におきましては、平成31年1月以降、児童・生徒に緑茶を水筒に入れて学校に持参することを許可しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、小中学校の配膳室における空調設備の設置についてであります。配膳室におきましては、牛乳保冷库や保温食缶等の使用により学校給食の安全に努めているところであります。

配膳室の環境につきましては、近年の猛暑を受け、改善が必要であると認識はしております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、学校教育についてであります。中学校の進路指導につきましては、社会的・職業的自立に向けて、一人一人の生徒の可能性を十分に伸ばすことが大切であります。

市内中学校におきましては、今後も適切な進路指導が行われるよう、教育委員会を中心に状況を把握し支援をしてまいります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック教育の推進についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会がおよそ1年後に迫る中、オリンピック・パラリンピック教育のさらなる充実を図ることは重要であります。

現在市内小中学校におきましては、学校の実態に応じた特色あるオリンピック・パラリンピック教育の多様な取り組みが展開されております。今後はそのような数ある取り組みの中から、大会後にも継続できる教育活動の設定が必要であると考えております。

また、何らかの形で大会に参加することについてであります。現在教育委員会が中心となって児童・生徒の競技観戦について検討を進めております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、オフシーズンにおける市民プールの活用についてであります。オフシーズンにおける市民プールの活用につきましては、これまでも指定管理者とも情報を共有しながら、他の自治体等の状況について情報収集

を行ってきたところであります。しかし、活用に当たってはさまざまな課題もありますことから、引き続き研究してまいりたいと考えております。

次に、屋内プールの新設についてであります。市では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題であると認識しております。そのため、屋内プールを新設することは限られた予算の中において非常に難しいものと考えております。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 初めに、小中学校体育館への空調設備の整備についてであります。空調設備の整備に向けた実施計画委託料について本議会において補正予算を計上させていただきました。議決をいただきましたことから、今後実施設計委託を進めてまいります。

学校体育館への空調設備の整備を進めるに当たりましては、補助制度を活用することで市財政への負担軽減が図られるところではあります。試算ではなお多額の費用が見込まれているところであります。

そこで、令和2年度までの期限つきであります緊急防災・減災事業債を活用し、財政負担の平準化を図ってまいりたいと考えております。緊急防災・減災事業債は、緊急に実施する必要性が高く即効性のある防災のための事業を対象にするものであり、国庫補助の支援がない場合に活用できる制度であります。

したがって、仮に国庫補助の支援がありますと緊急防災・減災事業債が活用できなくなり、国庫補助と東京都補助の歳入のみでは財源の見通しが立たず、計画の見通しも必要となると考えておりますことから、引き続き国庫補助の動向に注視をしてまいります。

次に、各教室への加湿器の設置についてであります。教育委員会では、インフルエンザなどの感染症予防には、教室を定期的に換気し空気を循環させるとともに、喉を乾燥させないことが効果的であると考えております。

加湿器の設置につきましては、室内の湿度を確保する点では効果があると思われていますが、児童・生徒の喉を直接潤すことにより効果が高いと考えております。このことから、各学校においては平成31年1月より緑茶入り水筒の持参を許可し、適度に水分を摂取することでインフルエンザなどの感染拡大防止に努めております。

また、歯科対策の一環として実施している給食後のブクブクうがいにつきましても、喉の潤いという点で有効であると考えております。

引き続き、うがい、手洗いの励行と適度な水分補給を組み合わせ、インフルエンザなどの蔓延防止に努めてまいります。

次に、小中学校の配膳室における空調設備の設置についてであります。学校に直接配送される牛乳につきましても牛乳保冷庫で保管するとともに、検温などで温度管理をしております。また、給食センターから届けられる給食につきましても、二重保温食缶をコンテナに入れて配送しております。到着後は、配膳室からコンテナのまますぐに各フロアへ運び配膳準備を行っており、食の安全に努めております。

現在ほとんどの配膳室につきましても空調設備が設置されていない状況にありますことから、近年の猛暑を受け、環境の改善に努める必要について認識しております。

次に、学校教育についてであります。中学校の進路指導につきましても、学校の教育活動全体を通じて、各学校において入学時から系統的、計画的、組織的に進められております。

平成30年度の市内中学校における卒業生の現状としましては、4月15日時点において進路未決定者が4人でした。この進路未決定者は、進学を希望しているが病気のため進学できない者など、個別の事情がございます。

中学校の進路指導においては、生徒一人一人が自分の個性や適性を理解し、主体的に進路選択をできるようにすることが重要であります。

今後も各学校において生徒の発達段階の特徴を十分に理解し、一人一人の心に寄り添う進路指導の一層の充実を図られるよう学校への支援に取り組んでまいります。

次に、東京2020オリンピック・パラリンピック教育の推進についてであります。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をおよそ1年後に控え、各学校でのオリンピック・パラリンピック教育のさらなる充実を図ることは重要な課題であると認識しております。

現在全ての小中学校が東京都のオリンピック・パラリンピック教育推進校として、各学年、年間35時間程度の指導計画を立て、学校の実態に応じた特色ある取り組みを進めているところであります。

課題といたしましては、東京2020大会以降においてもオリンピック・パラリンピックのレガシーとして長く続けていける教育活動を設定し、学校独自の継続的な取り組みとしていくことであります。

大会への参加につきましてありますが、現在児童・生徒が大会競技を観戦することについて、東京都及び学校と協議を進めております。今後天候や交通機関等を含めた諸条件を検討しながら、児童・生徒の競技観戦の実現に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（中間建二君） ここで10分間休憩いたします。

午後 2時41分 休憩

午後 2時51分 開議

○議長（中間建二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○16番（荒幡伸一君） 詳細な御答弁ありがとうございました。

では1番、自転車の事故対策についてからお話を伺わせていただきます。

先ほども壇上でも述べさせていただきましたが、環境にやさしい交通手段で、身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くあります。そのため、歩行者や他の自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがありません。

そこで、①といたしまして、自転車事故対策とその周知についてでございますけれども、まずはこの平成30年の市内の自転車事故は89件でありましたが、この89件という件数は全体の事故の中でどのくらいを占めておりますでしょうか。都内全体と比較して本市の状況はどうか、過去3年間程度の統計がわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 過去3年間の統計ということでございますが、警視庁の統計資料から答弁させていただきます。

警視庁では、年度の集計ではなくて年の集計としておりますので、年ということで平成28年から平成30年の3年間で御答弁させていただきます。

まず都内でございますが、平成28年の事故件数は3万2,412件でございます。そのうち自転車が関与した事故につきましては1万417件、割合としましては32.1%でございます。平成29年度でございますが、事故

件数全体が3万2,763件、自転車の事故が1万949件、割合は33.4%でございます。平成30年につきましては、事故件数が3万2,590件、そのうちの自転車の事故でございますが1万1,771件ということで、その割合は36.1%となっております。

一方、市内についてでございますが、市内の平成28年から30年の3年間についてでございます。

まず平成28年につきましては事故件数が276件ございまして、自転車に関与しました事故はそのうち105件ということで、その割合は38.0%、平成29年につきましては事故件数が242件で自転車事故が94件、割合は38.8%、平成30年につきましては事故件数が233件で自転車事故が89件、割合は38.2%となっております。

都内の全体に対する自転車事故の割合と東大和市におけます同割合を比較しますと、市の自転車事故の割合が2%から6%程度高くなっていることがわかります。ただし、3年間における自転車事故件数が都内では件数と割合が年々増加しておりますが、東大和市の場合は件数は年々減少してきておりまして、割合はほぼ横ばいであるというような状況でございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

事故の件数を見ますと都内全体はふえていて、市内の事故は減っていると。しかし、事故の割合は市内のほうが高いということでございました。ということは、東大和市は自転車の事故が多いということになるわけでございます。

先ほどの市長の御答弁で、注意を促す区画線の設置や立て看板の設置を行っているとのことですが、具体的な例を挙げていただいてもよろしいでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 自転車事故につきましては、交差点での発生や、自転車と歩行者が多く通る歩道でも発生することが多いということで認識してございます。対策としましては、区画線につきましては交差点の中を赤く標示したり、自転車のストップマークの標示などがございます。

また、立て看板につきましては、交差点に進入する手前に自転車も止まれや通行注意、左右確認などの看板をつけて周知を図っているところでございます。立て看板につきましては、交差点での注意喚起に加えまして、自転車通行ルールの周知としても有効であると考えてございます。

具体的な例ということでございますが、市道第2号線の桜街道の歩道の南側の例がございます。この歩道につきましては、自転車通行者と歩行者が数多く往来してございまして、さまざまな安全対策に取り組んでございます。

まず一つとしまして、区画線では、交差点手前の歩道内に大きな文字で自転車徐行の標示をしております。また、横断歩道手前に自転車のストップマークを標示しております。また、立て看板につきましては、歩道の自転車通行は歩行者優先での標示板、また学童多し注意、歩道は歩行者優先、交差点注意の各看板を設置してございます。その他としまして、交差点手前の歩道に赤いポールコーンを設置しまして自転車の減速を促す対策を行っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） さまざまな対策に取り組んでいただいている効果が自転車事故の件数にあらわれているんだというふうに思います。

次にですけれども、自転車に関連した交通事故が発生した地点や発生するおそれがある地点は何カ所あるのか、それぞれ教えていただきたいと思います。

また、自転車事故が発生するおそれがある地点とは、具体的にどのような地点と捉えているのか教えてください。

○土木課長（寺島由紀夫君） 自転車に関連しました交通事故が発生した地点の箇所数でございますが、その箇所数につきましては把握はしてございません。

また、発生するおそれがある地点につきましても、明確な判断基準がないため箇所数までは述べることはできませんが、3つほど自転車事故が発生するおそれがある箇所であるということで考えてございます。まず1点目でございますが、都市計画道路等の歩道がある箇所とその道路に接続する生活道路とが交差する箇所で、自転車同士や自転車と歩行者との接触事故または接触しそうな箇所がございます。この状況での事故が多いほうではないかということで認識してございます。また2点目としまして、信号機のない交差点で角切のない生活道路の交差点なども発生するおそれがある地点となっております。3点目としまして、歩道上を行き来します自転車通行者と歩行者の往来が多い箇所などがございます。

市としましては、これらの箇所や自転車に関連した交通事故が発生した箇所につきまして、立て看板や路面標示またカーブミラーなど、その箇所に応じた交通安全対策を実施しているようなところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

自転車事故が発生するおそれがある箇所として多くの市民から声が寄せられているのですけども、空堀川などの管理用通路での自転車走行についてでございます。

管理用通路が続く途中に市道が交差する箇所が何か所もございますが、自転車がとまらないで車道に飛び出すことがよくあります。いつ事故が発生してもおかしくない、何か対策を講じてほしいとの声があります。カーブミラーの設置など何か対策ができないでしょうか。教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 空堀川につきましては東京都の管理となっております。東京都は、市道を横断する手前の管理用通路に車どめを設置してございますが、それでもとまらない方がいるということで私も認識してございます。

以前にも、市に対しまして市民の方から同様な話があったこともございます。その対応としまして、市から東京都に対しまして、管理用通路から市道に出る手前に一度とまるように「止まれ」の標示をしてほしい旨を要望しましたところ、東京都で車どめに「止まれ」の標示板をつけていただいたという経過がございます。実際現地へ行きますと何か所もついているのがわかるかと思えます。

また、管理用通路と市道と交差する箇所にはカーブミラーは設置してはございません。ただし、市道認定している管理用通路と市道が交差する箇所にはカーブミラーを設置している箇所がございます。

今後も必要な対策を東京都にお願いする部分も含めまして実施していきたいということで考えてございます。以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 私も東京都には直接要望させていただいておりまして、自転車用のカーブミラーをつけてほしいというようなことで確認にも来てくださったようなのですけども、一向に進んでいないというのが現状でございます。ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

また、そのような危険な箇所に東大和警察署に御協力をいただき、定期的ですと効果が半減してしまいますので、不定期に立っていただくようなことはできませんでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 自転車や人の往来が多い箇所なら可能性もあるかと思えますので、そのような場

所を教えていただければ東大和警察署に要請したいということで考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 承知いたしました。では後ほど、よろしくお願ひしたいと思います。

また、多摩湖周遊道路の近くにお住まいの方から、家の駐車場の車両を車道に出そうとしたところ、ロードレース用の自転車が周遊道路の車道を猛スピードで通過して危うく接触しそうになりひやっとしたというような話を何人かから伺いました。このような危険な自転車走行に対して、警察にお願いをして取り締まり等何らかの対策ができないものでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 東大和警察署に確認しましたところ、車道を走る自転車通行者に対しましては、現在の道路交通法の中ではスピードの出し過ぎについての違反を取り締まることは困難とのことでございます。注意や指導になるとのことでございます。警察署のほうでもこのような自転車の扱いは対応は難しいという話でございました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 警察でも対応は難しいとなりますと、やはり自転車の運転マナーの向上しかないということで、②に移りますけども、自転車利用者のマナーについてはさまざまな御意見や苦情を耳にしております。スピードの出し過ぎや一時停止無視、歩行者の横を勢いよく通過する、イヤホンをしている、傘を差しながら走っている、並走しているなど余りよい話は聞かないものでございます。

そのような中、市では現在自転車の運転マナーの向上についてどのようなことを取り組んでいるのかお聞かせいただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市においても、自転車利用者の方のマナーについての苦情等がございます。駅へ向かう途中の自転車がスピードを出して危ないとか、道路を斜め横断して危険などがございまして、取り締まりを強化してほしいとの御要望等がございまして、東大和警察署にその旨を話し、取り締まりをお願いしてらっしゃるような状況もございます。また、東大和警察署と交通安全協会では、その他としまして月に2回街頭指導を行ってございまして、自転車利用者等へのマナーアップの啓発を行ってございます。

また一方、市におきましては市報やホームページに自転車のマナーに関する記事を定期的に掲載するとともに、関係機関の御協力を得ながら、各種の交通安全教室や交通安全講習会を実施しまして交通ルールやマナーの向上を図っているというところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 市でもさまざまな対策を行っていることはよくわかりました。しかしながら、さらにもっと自転車利用者のマナーアップを図っていく必要があるというふうに思います。

今後大きくマナーを向上させるためにどのようなことが必要であるとお考えなのかお聞かせいただけますでしょうか。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 市におきましては、先ほど御答弁させていただきましたとおり、東大和警察署や交通安全協会などの関係機関と連携してさまざまな対策に取り組んでいるところであります。

今後も引き続きこれらの対策に取り組んでいくとともに、繰り返し広報や啓発を図っていくことがとても大切ではないかと考えております。

現時点で大きくマナーを向上させるといった具体的な案は持ち合わせてございませんけれども、他の自治体がどのようなことに取り組んでいるかなども参考にしながら、新たな施策についても調査研究していきたいと

いうふうを考えてございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） よろしくお願いたします。

電動自転車の普及によってますます性能がよくなり、重量も重くなっておりまして、大きな事故にもつながるおそれがあります。マナーを守ることによって悲しい思いをする方が大きく減ることを望みます。

次に、③安全教育についてでございますけれども、具体的にはどのような取り組みを行っているのか伺います。また、どのような課題があるのかも教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市におきましては、東大和警察署、また交通安全協会と連携しましてさまざまな安全教育と申しますか、交通安全講習会や交通安全教室を実施しております。幼児の方から高齢者までいろいろやっておりますが、まず幼児につきましては、交通ルールの基本につきまして幼稚園、保育園で交通安全教室を実施しております。幼児につきましては自転車については実施してはございません。平成30年度につきましては幼稚園1園と保育園9園で実施しております。

小学生につきましては、小学1年生は、学校独自におきまして4月から6月に交通安全教室を実施しているとのことでございます。自転車ではございませんが、信号機のある交差点、信号機のない交差点の渡り方などについて行っているとのことでございます。小学3年生につきましては、春から夏にかけて自転車運転免許講習会を全校で実施しているような状況でございます。自転車の正しい乗り方についての実施でございます。

中学生につきましては、スタントマンによる体験型自転車交通安全教室を3年に1回、各学校で実施しております。事故の怖さと自転車のマナーアップについて実施しているような状況でございます。地域の父兄の方にも参加を促しているという状況でございます。

あと、一般向け、高齢者向けというのがございますが、一般向けにつきましては、春・秋の交通安全運動の一環としまして春・秋にそれぞれの地域を分けて4回交通安全運転者講習会を実施しております。車両、自転車、歩行に関する交通ルールについて実施しております。こちらについては一般の方と高齢者の方、両方が対象になります。

また、高齢者の方につきましては、春の交通安全ゲートボール大会におきまして、大会の開始前にスケアード・ストレイト方式による交通安全講習会を実施しております。また、3月に実施しておりましたが、ドライバーズビジョンという機械を用いて視野の広さや判断力を確認することができる交通安全講習会なども実施しております。

課題としましては、一般向けや高齢者に対する交通安全講習会への参加者が少ないのが課題でございます。特に30代から50歳代の方の参加が少なく、統計でもこの年代の事故が多い状況にございまして、この年齢層のマナーの向上が課題であるということで認識しております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 今の御答弁で、30歳から50歳代の方の参加が少ないということで、統計でもこの年代の事故が多い状況にあるということでございますけれども、当市の自転車事故について各年齢でどのくらいいらっしゃるのか、年齢別の状況がわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○土木課長（寺島由紀夫君） 市内におけます自転車事故の年齢別の人数、また割合についてでございますが、警視庁の統計において、平成29年と平成30年の2カ年の合計で述べさせていただきます。

この2カ年で自転車が関与した事故、全体で174人おります。その174人のうち、幼児が1人でその割合は

0.6%、小学生が9人で5.2%、中学生が13人で7.5%、高校生が18人で10.3%、19歳までが2人で1.1%、20歳代が19人で10.9%、30歳代が21人で12.1%、40歳代が28人で16.1%、50歳代が30人で17.3%、60歳から64歳までが2人で1.1%、65歳から74歳が13人で7.5%、75歳以上の方が18人で10.3%ということをごさいます、一番多いのが50歳代、次が40歳代、次が30歳代、次が20歳代というような形になってごさいます。

先ほど申し上げましたとおり、この30代、もしくは20歳代から50歳代の方々にどう自転車のマナーの向上を図っていくかが課題であると認識してごさいます。

以上でごさいます。

○16番（荒幡伸一君） この30代から50歳代のこの世代の方々は社会的にも地位があり、仕事が忙しく時間がないために講習会にも参加できないのが現状であるのかというふうに思います。であるからこそ、まさかのときのためにこの自転車保険ということになるわけでごさいますけども、④の市民の自転車保険についてに移りますけども、壇上でも少し述べさせていただきましたが、平成20年に神戸市内で起きた事例ですけども、自転車乗車中の男子小学生、11歳の子が夜間、歩道と車道の区別のない道路において帰宅途中の歩行中の女性と衝突、女性は意識が戻らない状態になってしまい、平成25年に神戸地裁が少年の母親に9,521万円の高額賠償を命じた判決の例があります。また、東京地裁の判決では、平成20年に男子高校生が下り坂を自転車で猛スピードで交差点に進入し、対向車線を自転車で直進していた24歳の会社員と衝突、男性会社員の言語機能の喪失が残り、男子高校生に9,266万円の損害賠償を命じた判決など、自転車事故とはいえ、被害の大きさによって数千万円の高額賠償となるケースが起きています。

このような事例から、自転車を利用する市民の方にはぜひ自転車保険に加入していただきたいというふうに考えます。市でも積極的に取り組んでいただきたいと考えますが、まずは現在の取り組みについてお伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 我々担当課においても、高額の損害賠償を命じる判決につきましては認識しているところでごさいます。

市におきましては、市報やホームページに自転車保険についての記事を掲載しまして加入をお勧めするとともに、自転車保険は強制的なものではごさいますので、御自身で任意に契約していただく必要があることをごさいます。

また、各公共施設、市民センターや公民館でごさいます、に自転車保険に関するパンフレットを置いて周知を図っているというところでごさいます。

以上でごさいます。

○16番（荒幡伸一君） ここ数年の間に自転車保険の加入を義務化、もしくは促進を進める条例を制定した自治体が増加をしています。東京都が2013年に条例を制定したほか、この近辺の県だけでも、神奈川県、埼玉県、千葉県が条例を制定いたしました。区部では足立区が2020年施行予定として制定しております。

市長の御答弁では調査研究していくということでありましたけども、多摩地区ではまだ制定した市はない中、本市において26市のトップを切って条例を制定していくことが必要ではないかというふうに考えますけども、いかがでしょうか。

○都市建設部長（鈴木菜穂美君） 自転車保険への加入を盛り込んだ条例は、ここ数年で東京都のほか各県で制定されていることは承知してごさいます。

東京都では2013年に、東京都自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例を制定してございまして、自転車

損害賠償保険等への加入等につきまして努力義務として規定をしてございます。

市長の答弁にもございましたが、他県で条例化しているところにおいても努力義務としている自治体が多く、また加入しなかった場合の罰則規定については設けてないというふうに認識しております。ですけれども、自転車保険の加入を条例で義務化した自治体では、罰則規定がなくても加入率が高まったという調査結果がありまして、一定の効果があるというふうな話を聞いてございます。

ただ、東大和市の市民も都民であり、東京都の条例により努力義務として自転車保険の加入については課されているところがございますので、それに改めて市条例を策定する必要性の有無についても考えなければならぬというふうに思っております。

また、令和元年5月に、東京都におきまして自転車に関連する近年の交通事故の発生状況などを受けまして、自転車の安全で適正な利用の促進に向けて求められる対策などを検討するために専門家会議が開催されてございます。この専門家会議での進捗状況も注視するとともに、まだ多摩地区の自治体では条例が制定されていないことから、他市の状況なども注視しながら調査研究を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。市の考えはわかりました。

東京都もここで自転車保険の義務化に向けて検討しております。保険に未加入だったために高額の賠償金を払えなければ、被害者は十分な補償を受けられず泣き寝入りするしかありません。そのようなことが東大和市では起こらないようによくお願いをいたします。

次に、最後の加入の取り組みについてでございますけれども、先ほど確認はさせていただきましたが、さらにもう一步何かできないものかというふうに考えます。

多摩湖の派出所の警察官と話をする機会があり、先ほどのこのロードレース用の自転車の方たちが派出所前の多摩湖の駐車場に、車に自転車を載せてきている方たちが多くいるということと、トイレの近辺で休憩しているのをよく見かけるので、この方たちに自転車保険や自転車のマナーに関するパンフレット等を配付するようなこのマナーアップキャンペーンを行うことはできないか提案をさせていただきました。警察でも自転車の運転マナーについて考えていたようで、いい提案なので東大警察署で提案をしてみるというような話になりました。

そのようなことが警察と一緒にできないか、またはその他の方法で自転車利用者の方に対し、直接御本人に広報や啓発ができることはないかお伺いをいたします。

○土木課長（寺島由紀夫君） 先ほど申し上げましたように、市におきましては市報やホームページ等でのお知らせは行っているところではございますが、さらに市民の方に周知する取り組みも必要であるということも考えてございます。

今ほど議員がおっしゃられました多摩湖へ来る方への自転車に関するパンフレットの配付等でございますが、警察官の方にお問い合わせすることはできるかとも思いますが、また市の職員が行う場合には常時駐車場に待機する必要があり、市の職員で行うのは難しいかなということで考えてございます。

市ができることとしましては、一つの例でございますが、駅周辺の自転車等駐車場の利用者がかなり多いことから、その管理事務所にパンフレットを置いて、定期利用の申し込みにこられた市民の方に配付していく、または現在利用している市民の方に何らかの方法で手渡すなど、幅広く周知できる方法を今後考えていきたいなということで考えてございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ一人でも多くの市民にこの周知ができますように、よろしく願いをいたします。

自転車保険は相手を守るためであると同時に、自分を守るためでもあります。後で後悔するようなことがないように、マナーの向上とあわせて前向きに御検討いただきますようよろしく願いを申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。

2番の学校施設の環境改善についてでございます。

小中学校の体育館へのエアコン設置に関しましては、私ども公明党の市区町村議員が現場での御意見や御要望を伺わせていただき、都議会公明党を通して東京都へお伝えさせていただきました。

東大和市では昨年11月、尾崎市長に対してエアコンの設置に関する緊急要望をさせていただき、それを受けて尾崎市長もすぐに動いてくださった結果、東京都の補正予算が成立をしたわけでございます。

そして、今回の公明党の代表質問や補正予算での御説明をいただき、実施設計委託を進めて令和2年度に全小中学校15校への設置を計画していることなどがわかりました。計画の中には、緊急要望やこれまでの一般質問等でも求めてまいりましたリース方式やLPガスの活用なども含まれており、心から評価するものでございます。その上で何点か確認をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、そもそものこの話なんですけども、体育館によって雨漏りがすると床がふかふかになっているなどの声を聞くところがあります。エアコン設置に向けて、このようなふぐあい箇所も含めて全体的にこの修繕される予定がおありなのかお伺いをいたします。

○建築課長（中橋 健君） 現在体育館のほうのふぐあいについてでございますが、雨漏りや床のふぐあいにつきましては、その都度こちらのほうで日ごろの修繕ということで対応しているところでございますが、屋根の改修や床の改修、全体的な大規模な改修につきましてはこれまでも計画的に実施してきたところではございますが、まだ未実施の学校や、また改修後、耐用年数が経過した学校もございますので、こちらにつきましては引き続き計画を持って取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いをいたします。

それでは、現場の要望を踏まえた都議会公明党の提案を受けて、東京都が冷暖房設置に関連して、空調効果を高める断熱工事やリースによる設置支援などの費用を補助対象に含めましたけども、その取り組みについてお伺いをさせていただきますでしょうか。

○建築課長（中橋 健君） 体育館の空調をより効率的に行うには断熱を施すことが望まれるところではございますが、工事が大規模となり大きな費用がかかることなどから、計画は現在しておりません。ただ、空調設備を設置することで環境改善の一定の効果はあると見込んでいるところでございます。

また、リースにつきましても小学校2校で計画しているところでございますが、補助金を活用しながら、他の学校と同様な形で一定の環境整備を図っていきたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） では、設置が進むようによろしく願いいたします。

次に、加湿器の設置についてでございます。

機密性の高い現在の建物は、放っておくと低湿度になりがちでございます。特に冬場は暖房でさらに乾燥が

進むため、加湿によって適切な室内湿度を維持することが求められております。乾燥によってインフルエンザ等の感染症リスクが高まるといった児童・生徒への健康に及ぼす影響が危惧されているからでございますけども、当市にも加湿器が設置されている学校があるというふう聞いております。現在の学校における加湿器の設置状況についてお伺いをいたします。

○教育総務課長（石川博隆君） 学校におけます加湿器の設置状況を各学校の養護教諭のほうに確認をいたしますと、小学校が2校、中学校が3校でございます。このうち全教室に設置しているのは小学校で1校、中学校で2校でございます。その他の学校では、小学校で1・2年生の教室に設置してある学校、それから中学校で3年生の教室にのみ設置してるところが1つというところでございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） これらの加湿器は教育委員会で配備してはいないのでしょうか。その点についてお聞かせください。

○教育総務課長（石川博隆君） 教育委員会として加湿器を全校個別には購入はしてございません。各学校に相当しております予算の中から購入しているのが4校、残りの1校につきましては保護者の団体おやじの会からの寄附ということで受けたと思います。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 1校以外は、各学校に相当している予算の中から購入しているということでございますけども、インフルエンザ等のウイルスは、気温が低く湿度の少ない状態のときに活性が高まるとされております。冬の教室内で暖房で乾燥している状態は感染の危険が高いと考えられますけども、その点についてはいかがでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） インフルエンザウイルスの活性は、気温と湿度が関係するということから、暖房で室温を高めて、加湿器等によりまして湿度を上げることがインフルエンザ等の感染予防に効果があるという事は認識してございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ぜひ全校に加湿器の設置を進めていただくことを強く要望いたします。

その上で、加湿器を設置すれば、当然この清掃や水の補給などやることもふえるだろうというふうに思いますけども、設置している学校では誰が担当しているのか教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 加湿器の清掃ですとか給水、こちらについての担当は、小学校では担任の先生、中学校では1校が担任の先生で、残る2校につきましては保健給食委員の中学生徒が担当してるということでございました。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

加湿器の設置とインフルエンザの感染割合や学級閉鎖の関係で詳細がわかりましたら教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） この冬のインフルエンザの感染者数と学級閉鎖の数等を確認いたしますと、全教室に加湿器を設置している学校につきましては感染割合が低い傾向にございます。しかし、学級閉鎖の数で見ますと、加湿器を教室に設置していても学級閉鎖となった学校がある一方で、加湿器を設置していない学校でも学級閉鎖はなかったというところもございました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 先ほどの教育長の御答弁を伺いますと、加湿器を設置している学校では感染割合が低い傾向にあるというのは今御答弁いただきましたけども、一方で、先ほどの教育長の御答弁の中に、ことしの1月より児童・生徒に緑茶入りの水筒の持参を許可するようになったということですけども、この経緯について教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 平成30年12月に開催いたしました学校保健担当者連絡会議の中で、養護教諭の先生のほうから、学校医のほうからインフルエンザの感染予防に緑茶を勧められたという御意見がそこで出されました。テレビの報道等でも、医療の現場でお医者さんがインフルエンザの疑いのある患者を診察するごとに水分を口に含んで喉を潤して予防しているということが紹介されたこともございまして、教育委員会事務局から校長会に水筒の持参を提案することといたしました。

そして、直近の校長会におきましてこの提案が採用されまして、真夏の熱中症対策と同様に、冬場の児童・生徒に水筒の持参、こちらが認められることになったということでございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） よくわかりました。ありがとうございます。

それでは、加湿器の設置について、他市の状況など把握してることがございましたら教えていただけますでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 他市の調査報告によりますと、25市におきまして、教育委員会として全校に加湿器を設置しているところはないところではございませんでした。設置している学校につきましては、当市と同じで、学校の配当されてる予算の中で各学校で購入しているところがございます。

市によりましては、加湿器内で菌が繁殖するおそれがあるので、適切な管理ができないために設置を禁止しているところもあるということございました。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 他市でも当市と同じように学校予算の中で購入しているということでございますけども、教育委員会では、加湿器の効果は認めるものの、加湿器の設置ではなく、水筒を持参して適宜喉を直接潤す方法を推奨するというようなお考えなのでしょうか。

○教育総務課長（石川博隆君） 教育委員会におきましては、児童・生徒の健康を最優先に考え、冬場におきましては、まずは手洗い、うがいの励行、そして水分の補給で適度に喉を潤して感染の予防に努めてほしいというふうに考えてございます。

そして、学校に対しましては、暖房による教室内の適切な温度管理と定期的な換気でもって空気を入れかえる、そして加湿器がある学校につきましては適切な使用によりましてウイルス感染のリスクを極力減らしていただきたいと、このように考えてるところでございます。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

冬場の感染症予防は、特にこの受験を目前に控えた児童・生徒や保護者にとってはとても神経質になっているというふうに思いますので、教育委員会におかれましてはできる限り配慮していただきたいというふうに思います。これは要望でございますので、答弁は結構でございます。

それでは次に、③給食配膳室にもエアコンの設置をに移ります。

先ほどの御答弁では、安全性として、牛乳保冷庫の使用や、速やかに配膳し食の安全に努めているとのことですが、コンテナを各学校に運ぶ配送トラックについては冷蔵車等を使用しているのかどうか教えていただけますでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 給食を運んでおります配送用トラックにつきましては、冷蔵車ではなく、通常のバン型のボディのトラックとなっております。トラック内の温度につきましては開閉が多いことや、給食センターの配送前室のドックにつけた際にセンターの冷気が流れ込んでおまして、高温になることはございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 高温になることはないということですが、冷蔵車ではなくあけ閉めが多いことを考えますと、高温の日などは特にこの車内の温度が上がってしまうというふうに思うのですが、その点について、給食センターでトラックに入れてから最後の学校でおろすまでの時間はどれぐらい要するのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 配送車の中なんですけれども、実際には配送員のほうに話を伺いますと、夏場で外気温よりは本当に全く涼しいですよということで伺っております。

あと、給食センターで荷物、コンテナを積みましてから学校に到着するまで、近いところで約4分、遠いところで10分程度と考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

二重の保温食缶でこの暑さ対策などができているということも一つあるのだというふうに思いますけれども、先日、給食の配膳員さんにお会いして話を伺いました。少し前より配膳室の温度を毎日をはかるようになったようでありますが、6月の前半で27度ぐらいだったというふうに聞きました。配膳室での作業も意外と多いそうで、作業着やマスクなどもあり、毎日上から下まで汗びっしょりになるとおっしゃっておりました。また、昨年の猛暑のときには暑くて倒れそうだったというふうにもおっしゃっておりました。

暑さ対策などは何か行っているのか、お聞かせいただけますでしょうか。

○給食課長（斎藤謙二郎君） 各学校におきましては、学校の配慮で職員室等の空調設備がある部屋で休むように声をかけていただいておりますが、やはり遠慮等もございまして配膳室で休憩をとることが多いと聞いております。また、調理配膳業務の委託事業者におきましては、水でぬらして首に巻いて冷却するものや麦茶、経口補水液、塩飴などのほうを配布を行っておると聞いております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） やはりこの暑い中での作業が毎日となりますと、いつ事故などが起こるかわからない状況にあるというふうに思います。教育委員会や学校のリスクマネジメントの観点からも早急に対策が必要だというふうに考えます。

先ほどの市長、教育長の御答弁で、近年の猛暑を受け改善が必要であると認識しているとありましたけれども、どのような改善が必要であると考えているのか、市の見解をお伺いいたします。

○学校教育部長（田村美砂君） 具体的な取り組み案ということでございますけれども、配膳室への空調設備につきましては、今議員のほうからもお話ありましたように、リスクマネジメントということを考えますと、その設置ということに対しましてその効果は十分にあるものと認識はしてございます。ただ、それには財政負担

も伴うものでございますので、現時点においては難しいと考えております。

繰り返しになりますけれども、先ほど課長のほうからも話がありました、まずはどの学校におきましてもまず配膳員の方の休憩場所として空調設備のある部屋を使用できるように各学校へ再度依頼をしたいと考えております。

また、その際に、遠慮があったということで聞いておりますけれども、遠慮などそういったことがないように、委託事業者とも休憩場所の使用について徹底できるように働きかけていきたいと思っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。ぜひ、この熱中症等で倒れる方が出る前に対策をしていただけますように要望させていただきます。

では、3番目の学校教育についてに移らせていただきます。

中学校卒業時に進路未決定者がゼロになるような支援体制や取り組みについてでございますけれども、壇上でも述べさせていただきましたが、本市においては、社会人としての勤労精神や労働の達成感など、職場体験や道徳公開授業など、中学校教育の中で生徒の将来設計意識の醸成を計画的に行っているとは思いますが、本市の中学校教育において生徒の希望と実力のギャップを解消し、夢と希望と目的を持ち続けるためにどのような進路指導が行われ、受験校を決定しているのかをお尋ねしたく、今回取り上げさせていただきました。

まずは、過去5年間の進路未決定者の推移がわかりましたら教えてください。また、その現状についてどのような分析をされているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市内の中学校における3月31日時点における進路未決定者の過去5年間の推移についてであります、平成26年度7人、平成27年度2人、平成28年度6人、平成29年度4人、平成30年度4人となっております。

進路未決定者に対しましては、生徒一人一人のさまざまな背景に寄り添い、みずから選択した進路が決定できるよう進路指導を充実していく必要があると捉えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

年代によってこの社会情勢や学年の雰囲気など、さまざまな違いがあるとは思いますが、毎年この進路未決定者がいるということがわかりました。

では、先ほどの教育長の御答弁で、4月15日時点において進路未決定者が4人であると、その理由として、進学を希望しているが病気のため進学できない者などの個別の事情があるとのことでしたけれども、話せる範囲で結構でございますので、その他の理由について教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 進学未決定者の理由についてでございますが、進学を希望しているが病気のため進学ができない者のほか、不登校の生徒であり、本人の特性から外出することができない者や受験することができなかった者という個別の事情がございました。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） また、教育長の御答弁の中で、中学校の進路指導については、学校の教育活動全体を通じて各学校において入学時から系統的、計画的、組織的に推進されているとのことですが、具体的な取り組み内容について教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 各中学校の進路指導の内容につきましては、生徒が学ぶことと自己の将来

とのつながり見通しながら、社会的・職業的自立に向けて必要な資質・能力を身につけるという視点からのキャリア教育としまして、特別活動をかねめとしつつ、各教科等での特質に応じて取り組んでいるところでございます。

市内中学校において共通している具体的な取り組みとしましては、例えば総合的な学習の時間において職業調べ、職場体験、上級学校訪問、進路学習などを行ったり、進路指導関係行事としまして、進路説明会、三者面談などを行っております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 共通している具体的な取り組みについてはわかりました。

それでは、保護者の方から聞いた話なんですけども、中学校によってこの進路指導の方法や先生の対応が違うというようなことを伺いました。

中学校ごとに進路指導の方法等に違いがあるようでしたら教えていただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市内の中学校における進路指導につきましては、生徒が将来に対する目的意識を持って主体的に自己の進路を選択し自己実現を図っていくことができるように系統的、計画的に行っておりまして、特段大きな、市のほうにおいて異なるようなことがあるというふうには、こちらは現在のところ把握してございません。

市内における進路指導方法について大きく異なることがないよう、今後とも働きかけてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いいたします。

学校によって違いが出ないようによろしくお願ひしたいところでございますけども、では生徒が進路を決定していくに当たりまして、家庭、保護者の役割やその影響が大きいと、学校は家庭、保護者と十分に連携をして進路指導を行うことが大切であるというふうに思いますけども、市内の中学校の取り組み状況についてお聞かせいただけますでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 市内の中学校におきましては、進路指導を効果的に行うために、保護者会、進路説明会、三者面談等を通して進路指導方針などを伝え、保護者と連携するとともに、生徒や保護者の状況に応じて高等学校などの情報や入学選抜についての情報を提供するなど、保護者と共通理解を図って進路指導を進めているところでございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 生徒が進路を決定していくに当たりまして、学校はどのようなことに配慮して進路指導を行う必要があるというふうにお考えでしょうか。

○学校教育部副参事（吉岡琢真君） 進路指導につきましては、生徒の意欲や努力を重視し、みずから選択した進路を進んでいけるように指導に当たることが重要であります。また、生徒の進路に関する不安や悩みなどを積極的に受けとめ、共感的理解を深めながら指導することが必要であるというふうに認識してございます。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。私もそのように思います。

私たちのこの時代はこんなに配慮してもらった記憶がありませんけども、とにかくこの偏差値と高校の序列を組み合わせて受験校を決めるのがそれまでの進路指導の実態であったというふうに思います。

偏差値が重要視されなくなった現在は、何をもちこの受験校を決定しているのかお聞かせいただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 生徒が志望する学校等の適正について考えることについてでございますけれども、中学校においては、生徒本人の興味関心や希望等の把握、高等学校の教育目標及び方針、特色、入学選抜の方法などの情報収集、定期考査や学力調査などからの生徒の学力の定着状況などから総合的に生徒の適性を判断し、生徒が主体的に進路を選択、決定できるよう進路指導を進めているところでございます。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

それでは、教育委員会が市内の中学校の進路指導の実施状況を把握するために取り組んでいることについてお聞かせいただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 教育委員会としましては、主に学校に提出を求めていますキャリア教育の全体計画及び年間指導計画の確認、進路指導主任会の実施、進路決定状況に関する調査等を通して各学校の取り組み状況等を把握してございます。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** それでは、この項最後の質問となりますけれども、進学未決定者をゼロにするためには、不登校生徒に対する進路指導の充実が必要であるというふうに考えますが、市内の中学校では不登校生徒にどのように進路指導を行っているのか教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 不登校生徒への進路指導につきましては、一人一人の不登校生徒の背景に応じて、社会的自立に向けてみずから進路を主体的に決定していくために支援を行うことが重要であるというふうに認識してございます。

市内の中学校におきましては、教育支援センター、サポートルームとも連携しつつ、多様な高等学校教育制度、例えばチャレンジ校、サポート校、定時制高校、さまざまございますけれども、そういった情報なども提供するなどして生徒一人一人に寄り添った進路指導を行ってございます。

以上でございます。

○**議長（中間建二君）** ここで10分間休憩いたします。

午後 3時46分 休憩

午後 3時57分 開議

○**議長（中間建二君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

○**16番（荒幡伸一君）** 今の時代、子供たちが学校に行くことができたということがすごいことなんですとおっしゃっていた保護者の方がいらっしゃいました。行けたときのかかわりをもっと大事にしてほしかったというふうにもおっしゃっておりました。共感的理解を深めながら指導していただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

次に、②東京2020オリンピック・パラリンピック教育の推進についてでございますけれども、補正予算での質疑でも確認させていただきましたけれども、先ほどの御答弁で、現在全ての小中学校が実態に応じた特色ある取り組みを進めているとのことですが、いつからどのような狙いとして取り組みを行っているのか教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 平成28年度から全ての小中学校が東京都のオリンピック・パラリンピック教育推進校として取り組んでございます。また、各学校においては、子供たちに重点的に育成すべき5つの資質・能力であるボランティアマインド、障害者理解、スポーツ志向、日本人としての自覚と誇り、豊かな国際感覚の中から重点的に育成する資質を選択しまして取り組みを進めているところでございます。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

また、来年に行われる東京2020大会以降においても、レガシーとして長く続けていける教育活動を各学校が独自で設定し取り組んでいくことが課題となると答弁がありましたが、各学校ではレガシーとしてどのような取り組みをどの程度設定していくのか教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 各学校におきましては、これまで展開してきたオリンピック・パラリンピック教育の取り組みの中から、学校経営方針、教育目標、児童・生徒の実態などに鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる価値のある取り組みを1つ以上、学校2020レガシーとして設定をしていき、取り組んでいくということでございます。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

各学校がオリンピック・パラリンピック教育のさらなる充実を図るため、またレガシーとして価値ある取り組みが設定できるようにするために、市として何か行っている取り組みがありましたら教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 昨年度から実施しておりますオリンピック・パラリンピック教育推進プロジェクト委員会を実施してございます。この会において各学校における取り組みを共有し、実践に生かせるよう研究を重ねているところでございます。

研究の成果につきましては、成果物として教職員に還元し、各学校の取り組みがさらに充実できるようにするとともに、価値ある取り組みとして、学校2020レガシーの取り組みが設定できるよう進めているところでございます。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** それでは、児童・生徒が大会を観戦するに当たっては、対象学年等に関してどのような方向性で考えておられるのか教えていただけますでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 児童・生徒が大会を観戦することについてでございますが、本市においては、現在子供にとってレガシーを感じ取る貴重な体験となることから、諸条件を考慮した上で可能な範囲で多くの児童・生徒が観戦できるよう検討してございます。

しかしながら、観戦に向けては、交通機関の混雑や猛暑などが想定されることから、やむを得ず観戦できない場合もあるということが想定されております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** 一人でも多くの児童・生徒が観戦できるように御検討いただきますようよろしくお願いをいたします。

しかしながら、この観戦に向けては、おっしゃるとおり、交通機関の問題ですとか暑さ対策、それ以外にも、小学校の低学年の場合は先生以外にも付き添いを保護者にお願いするのかなど、さまざまな課題があると思

ますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○**学校教育部副参事（吉岡琢真君）** 児童・生徒が大会を観戦するに当たっての課題でございますけれども、先ほど申し上げたとおり、例えば民間のバスが借用できるかどうか、また交通機関の混雑など会場への移動の問題が一つあります。

また、猛暑などの暑さ対策、それと御指摘のございました引率者となる学校の負担の問題など、またそのほかにも会場に食べ物を持ち込めないことによる昼食の問題、緊急事態が起きた場合の対策など、さまざま子供たちの安全・安心の確保に向けた課題が想定されております。

今後このような課題を解消して、可能な範囲で多くの児童・生徒が観戦できるように検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** さまざまな課題を解決していただいて全ての児童・生徒が観戦できるのが理想ですけども、行くことができなかった子供たちのために、大型スクリーンに大会の映像を映し、多くの子供たちが一緒に観戦できるパブリックビューイングをハミングホールの大ホール等で開催することができれば、それも大きなレガシーが心に残るというふうに思いますが、実施について検討することができないかどうかお伺いをいたします。

○**企画課長（荒井亮二君）** パブリックビューイングについてでございます。こちらは、大会の機運を醸成する取り組みということで、企画課のほうから答弁させていただきます。

まずこのパブリックビューイングについてでございますが、公益財団法人東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の組織委員会が所管する取り組みでございます。御存じのとおりでございますが、競技会場の外におきまして、例えば地域の公共施設等で大きなスクリーンやモニターを設置いたしまして競技映像を映し、地域の方々が身近な場所で大会を楽しみながら観戦するという取り組みの一つでございます。

実施に当たりましては、組織委員会ですとか、また放映権者への申請及び承認等が必要になります。そういったところで放映権、放映等に係る経費の負担等も必要になると言われております。

詳細な手続方法につきましては、今後、組織委員会等からガイドライン等が示されまして、順次明らかになってまいりますので、現在市といたしましては、教育委員会で行っております児童・生徒の競技観戦の検討状況等も踏まえながら、このパブリックビューイングにつきましても情報収集をしてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○**16番（荒幡伸一君）** ありがとうございます。

さまざまな課題があろうかというふうに思いますけれども、一生に一度、体験できるかどうか、経験できるかどうかの大きな大会となるわけでございます。一人でも多くの児童・生徒が何らかの形で観戦することができるように検討していただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、最後の項目4、スポーツ施設についてに移らせていただきます。

オフシーズンの市民プールの活用についてでございますけれども、市民プールは稼働日数が約50日間ということもあり、オフシーズンの市民プールの活用について、例えばカヌーなどができないかというような質問を過去の一般質問でもさせていただきました。

その後、他自治体の状況等について把握されている事例などがございましたら教えていただけますでしょうか。

か。

○社会教育課長（高田匡章君） 他市状況についてであります。武蔵野市では、平成30年9月、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会のイベントといたしまして、50メートルプールを利用して、1日限りではございますが、カヌーの体験を実施した事例がございます。また、近隣の民間プールにおきましては、オフシーズンは釣り堀として活用している事例もございます。

その他といたしまして、指定管理者のほうからは、他県の例でありますけれども、スケートリンクとして活用している事例もあるというふう聞いております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

先ほどの市長の御答弁では、オフシーズンの市民プールの活用については、指定管理者とも情報を共有しながら情報の収集を行っているとのことでした。

一方で、活用にはさまざまな課題もあるとのことですが、この点についてお聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 市民プールにつきましては、夏季の期間において利用者の皆様に安全に、そしてまた安心して御利用いただけるよう、日ごろから管理を徹底する必要があるというふうに考えております。

活用の形態にもよりますけれども、例えば流れるプールでカヌーを行った場合には、衝突による壁面、それから吸い込み口の保護柵等の損傷のおそれ、またプールを管理するための人員の配置などクリアすべき課題は多いものと考えております。

オフシーズンの市民プールの活用につきましては、夏季期間における活用の充実も含めて、引き続き体育施設の指定管理者と情報を収集して共有していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） オフシーズンの市民プールの活用に関しましてはまだまだ厳しいということでございますけれども、今のこの御答弁の中で、夏季の期間、利用者が安全・安心に利用できるよう、日ごろから管理を徹底するというところでございました。

市民の方から、期間中利用していて、特に昨年の夏のような猛暑が続いたこともあったので、余計にそう思ったんだと思うんですけども、休憩時間にプールサイドに上がっても日差しが強くて休んでられないので、日陰となる場所が欲しいというような声を聞きますが、これまでの状況と今後の対応策がありましたら教えてください。

○社会教育課長（高田匡章君） 市民プールの日陰対策についてであります。プールサイドには現在13基の備えつけの大型パラソルがございます。しかしながら、特に混み合う土曜日や日曜日、それから祝日等においては備えつけのパラソルだけでは不足しているのが現状であります。

このため、指定管理者においてプールサイドにテントとそれから折り畳みのパラソルを2基ずつ設置いたしまして日陰をつくる対策をとっているところであります。

また、個人のテントやパラソルの持ち込みにつきましては、強風で飛ぶおそれもあることから、安全性が確保できないことを理由に持ち込みを禁止させていただいているところであります。

プールの日陰対策につきましては、体育施設の管理者とも話をしながら今後も適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） よろしく願いをいたします。

日陰対策につきましては、第一中学校の運動会でもこの生徒の応援席で使用しておりましたメッシュのような、このシートが涼しくて比較的安価なようでございます。校長先生も、来賓席のテントよりも生徒たちの応援席のほうが涼しいというふうにおっしゃっておりましたので、御検討いただければというふうに思います。よろしく願いをいたします。これは要望でございます。

日陰のほかにも、利用者の方から、更衣室のロッカーにつきましても大分傷んでいるというふうにお聞きしておりますけれども、更新の計画などはあるのか教えていただけますでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 市民プールにつきましては、更衣室のロッカーだけでなく、放送設備などについても更新の時期が近づいてきているものと認識しております。現時点では更新の計画はございませんけれども、ふぐあいがあれば適宜修理をしながら対応してまいりたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） ありがとうございます。

いろいろとふぐあいも出てきそうだということだと思いますけれども、ですのでこの屋内プールの新設ということになるわけでございますけれども、市長の御答弁では非常に難しいというようなことございました。しかしながら、近隣の自治体、立川市、小平市、東村山市、武蔵村山市には屋内プールの施設を設置しているわけでございます。何で東大和市だけないんですかと多くの市民からの声が寄せられております。

改めまして、屋内プールに対する市の認識をお聞かせいただけますでしょうか。

○社会教育課長（高田匡章君） 屋内プールは、天候に左右されず、屋外プールに比べると稼働日数が格段にふえ、また水泳大会や水泳教室などの各種催しも通年で実施できることから、スポーツ環境の拡大を通じて市民の健康増進につながる効果が期待されているところであります。

しかしながら、市長答弁にもございましたとおり、市では、公共施設等の老朽化対策が大きな課題であると認識しており、現在屋内プールをつくる計画はございません。

以上でございます。

○16番（荒幡伸一君） 大きな効果があるのはわかっているが、現在市にはこの屋内プールを新設するというようなお考えはないというようなことでございますが、市内には大きな工場もあることから、例えば工場の排熱で発生した余熱をこの温水プールに利用するといったようなことも考えられるというふうに思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○社会教育部長（小俣 学君） 屋内の温水プールにつきましては年間を通してプールを稼働させる必要があります。また、屋内の温暖化のためにも絶えずボイラー代がかかることになると認識しております。このため、工場の排熱に限らず、地熱や太陽熱などのエネルギーを利用して温水プールを運営していくことは、議員の言われるとおり、ランニングコストと環境への負荷の軽減ができると、そのように期待をしているところでございます。

しかしながら、現状では屋内プールの新設の計画はございませんので、ただいまお話しいただきました内容につきましては、新たな提案として受けとめさせていただきたいと考えております。

以上です。

○16番（荒幡伸一君） 前向きに検討していただければというふうに思います。

屋内プールの新設によって通年で水泳部の練習ができますし、御高齢の方や体に余り負荷を与えずに運動がしたい方などの運動する機会が広がります。また、市のこの南側にある小中学校のプールをなくして、屋内プールで授業をすることなども考えられるというふうに思いますので、できないと思うと何も進みませんので、ぜひ前向きに御検討いただければというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（中間建二君） 以上で、荒幡伸一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 佐竹康彦君

○議長（中間建二君） 次に、15番、佐竹康彦議員を指名いたします。

[15番 佐竹康彦君 登壇]

○15番（佐竹康彦君） 議席番号15番、公明党の佐竹康彦です。まず、さきの市議会議員選挙におきましては、多くの市民の皆様の御支援で3期目の当選を果たさせていただきました。3期目の4年間も、大衆とともにとの立党精神を掲げる公明党の議員として、住民福祉の向上と東大和市の平和、文化、教育の推進に力を尽くしてまいります。また、東大和市議会の一員として、市民の負託にお応えするよう精いっぱい務めてまいります。何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、通告に従いまして、令和元年第2回定例会における一般質問を行います。

今回私は、大きく5つの点にわたって質問をいたします。

1点目は、公園についてです。

私は、特色ある公園の整備について、昨年12月の定例会において一般質問で取り上げました。公明党として東大和市が日本一子育てしやすいまちであることをアピールし、子育て世代を中心として多くの方に御利用いただけるようなシンボリックな公園を整備していくことについて要望をいたしました。

市側からも、市が掲げております日本一子育てしやすいまちを内外にPRするためにも、市外からも利用者が訪ねてくれるような公園を整備することが必要であると考えていると、積極的な取り組みを行っていく趣旨の答弁をいただきました。

その後半年間で、関係諸団体との協議を進めていただいているものと思いますが、今回の質問では、その進捗状況とシンボリックな公園整備に関して、現段階におけるイメージの確認をさせていただきたいと考えます。

また、公園の遊具については、今後進んでいく長寿命化等の整備において順次必要なものから更新されていくと思いますが、その進め方を改めて確認させていただきたいと考えます。

あわせて、公園には子供が使う遊具だけでなく、大人も利用できるものがほしいとの要望を市民の方からいただいております。こうした遊具の整備に対して市の考えを伺いたいと思います。

以下質問いたします。

①特色ある公園の整備事業におけるシンボルとなる公園の整備について。

ア、市の北東部に整備する予定の公園について、関係諸団体との協議を含め、進捗状況はどうなっているのか。

イ、市として、シンボリックな公園をどのようなものとして整備していく考えか。また、その具体的なイメージはどのようなものか。

②遊具の更新について。

ア、公園遊具の更新に関して、市はどのように進めていく考えか。

イ、公園遊具に、大人が利用できるものがほしいとの声があるが、今後そうした整備をしていく可能性はあるのか。

2点目は、学力向上の取り組みについてです。

現在東大和市においては、児童・生徒の学力向上に向けてさまざまな取り組みを強力に進めていただいているものと認識しています。公明党としてもこの間、多くの政策提言をしてまいりました。これまでの市の取り組みが着実に実を結び始めているところもあると思いますが、引き続きさらなる取り組みをお願いしたいと思います。

そうした取り組みの中で、学習成果を確認し、目標ともなる各種検定試験について児童・生徒に勧奨していくことは一つの有効な取り組みではないかと考えます。英語検定や漢字検定は現在でも各学校の判断でお取り組みいただいていると認識しております。数学検定、算数検定についても既にお取り組みいただいている学校もあるかと思いますが、理数教育の強化という観点からも、こうした試験への取り組みもぜひ各校の児童・生徒へ進めていってほしいと考えます。

この検定の受検に関して、他自治体において、例えば英語検定を受ける中学生に検定料の一部を補助する制度を設けています。こうした補助制度の創設をすることが検定試験受検のモチベーションや学習意欲の向上に資するのではないかと考えます。

また、英語教育については、来年度より小学5年生、6年生で正式教科になります。英語に楽しく親しむというレベルから、一歩進んで科目として学習していく必要性が出てまいります。それに対して東大和市としてどのように取り組みを進めていくのか確認させていただくとともに、英語圏の子供たちに読み書きを教えるために開発された発音と文字の関係性を学ぶ音声学習法——フォニックス学習法を推進することで、英語の学力を高めていくことができるのではないかと考えます。

さらに、プログラミング教育についても、AIやIoTなど第4次産業革命の成果が国民一人一人の生活や社会の仕組みを大きく変えていくことが予想される中で、プログラミング教育は重要な教育科目になっていくものと考えます。来年度から小学校において必修化されるこのプログラミング教育について、市の今後の対応を確認させていただくとともに、今回、補正予算の審議において第二小学校がプログラミング教育推進校に指定をされました。その成果を全市的に展開することについての市の考えについても伺いたいと思います。

以下質問いたします。

①検定試験の取り組みについて。

ア、市内小中学校における漢字検定、英語検定、数学・算数検定等の取り組み状況はどのようなものか。

イ、各種検定試験に取り組むことが児童・生徒の学力にどのような影響を与えると考えるか。

ウ、各種検定試験に取り組む際の児童・生徒、学校、保護者、教育委員会等の課題はどのようなものか。

エ、他自治体の事例を参考に各種検定試験への補助制度を設けるべきと考えるが、市の見解を伺う。

②英語教育について。

ア、来年度より英語が小学校5・6年の正式教科になるが、その際の課題はどのようなものか。

イ、これまでの授業内容や取り組みがどのように変わっていくのか。その準備はどのように進めていくのか。

ウ、英語教育法の一環として、つづりと発音の関係性を学ぶ英語学習法——フォニックス学習法の取り組みに関する市の考えはどのようなものか。

③プログラミング教育について。

ア、来年度から小学校で必修化されるプログラミング教育について、その際の課題はどのようなものか。

イ、授業内容や取り組みへの準備の進捗状況と今後の進め方について伺う。

3点目は、子供の読書活動についてです。

子供の読書活動について、私はこれまでも推進する立場でさまざまな要望をさせていただきました。また、市におかれましても子ども読書活動推進計画を策定し、その実行を通じてこの取り組みを強化してきていただいているものと認識しております。

しかしながら、先般拝見をした教育委員会の資料において、昨年度の子供たちの読書時間の減少が数値として明らかになりました。子供の読書活動を推進してきた立場として、子供たちの読書時間が減少したことは、今後の活動に対する大きな課題であると捉えています。

その原因と対策について、市及び教育委員会の今後の取り組みを伺いたいと考えます。また、当然子供の読書活動は家庭での取り組みも重要であると認識しておりますので、家庭、地域、学校、教育委員会、市がそれぞれ連携していくことについてのお考えも伺いたいと考えます。

以下質問いたします。

①子供たちの読書時間について。

ア、ここ5年にわたる東大和市の児童・生徒の読書時間について、その推移を伺う。

イ、平成30年度は読書時間の減少傾向が見られるが、この原因をどのように捉えているか。

ウ、読書時間が増加することによる効果と、そのための今後の市の取り組みについて伺う。

4点目は、市の情報発信についてです。

SNS——ソーシャルネットワークサービスを活用した情報共有や情報交換はとりたてて若い世代だけではなく、既に全世代で日常的に行われてきつつあります。SNSの利用が拡大している現在、今多くの人々が利用しているのがInstagramやLINEといったサービスです。これまでの連絡手段であったEメールやコミュニケーションツールであるフェイスブックなどよりもより新しいサービスが多く世代で利用されている感があります。

試みに、2019年6月時点のあるSNSの動向データ調査を見ますと、国内アクティブユーザー数はフェイスブック2,800万人、ツイッター4,500万人、LINE8,000万人以上、Instagram3,300万人となっています。現行の社会状況を見据えて、市としてこうした新しいサービスを活用して、さらに市内外への情報発信や事業展開に挑戦をしていただきたいと思います。

例えば、LINE株式会社は本年4月23日付けのホームページにおいて、自社が運営するコミュニケーションアプリ、LINE及びLINE関連サービスを活用した各種法人向けサービス、LINE Biz Solutions（ライン ビズソリューションズ）においてLINE公式アカウントを地方公共団体向けに無償化する地方公共団体プランの提供を5月21日より開始するとの発表をしました。

SNSを運営するこうした民間会社の動きを受けて、東大和市としてもLINEの活用も大いに進めていくべきと考えます。

このInstagram、LINEといった手段の活用について市の見解を伺いたく、以下質問いたします。

①SNSを活用した市の情報発信について。

ア、現在多くの人々が利用しているInstagramやLINEを活用した市の情報発信について、市の現状は

どのようなものか。

イ、これらのSNSの活用に関して、今後市はどのような取り組みを考えているか。

a、観光事業への利用について。

b、その他の事業への利用について。

5点目は、南街地区の防災対策強化についてです。

本年3月17日に発生した南街2丁目の火事においては、近隣も含めて大きな被害が出ました。当該地域にお住まいの住民の方々もこの火事の現場に多く居合わせて、消防署等の消火活動もつぶさに見ておられました。私も当日現場で状況を確認しました。

その後、地域住民の方にお話を伺う機会がございました。その一部の方々から、火災現場の近くに消火栓がないようで、多くの消防車が遠くの消火栓から水を引っ張ってきたので消火対応が難しかったのではないかと、地域に消火栓の数をふやしてどこで火事が起きてもすぐに対応できるようにしてほしいとの御意見や、道路が狭いので小型ポンプ車の配備を多くしてすぐに駆けつけられるようにしてほしいといったお声を伺いました。

南街地区におけるこうした災害対応に向けた環境整備についての市のお考えと、今回の火事の事例から、当該地域の火災対策をさらに強化するにはどうしたらよいのかということについて市の考えを伺いたく、以下質問をいたします。

①平成31年3月17日に南街2丁目で発生した火事について、その詳細を伺う。

②今回の火事を受けて、地域住民から、地域の消火栓の数をふやしてほしい、狭い道路で活用できる小型ポンプ車の配備を多くしてほしい等の声があるが、今後の南街地区の火災対策の強化について市としてどのような考えがあるか。

壇上での質問は以上とし、再質問につきましては自席にて行わせていただきます。よろしく願いいたします。

[15番 佐竹康彦君 降壇]

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長(尾崎保夫君) 初めに、特色ある公園の整備事業についての進捗状況についてであります。現在市の北東部に候補地を選定し、土地所有者であります東京都と協議を始めたところであります。

次に、シンボリックな公園の整備についてであります。整備内容につきましては、特色ある公園整備方針で定めるテーマのうち、魅力的な遊具のある公園を整備したいと考えております。具体的なイメージにつきましては現在のところ未定でありますことから、幅広く情報収集に努めてまいりたいと考えております。

次に、公園遊具の更新についてであります。市では都市公園法の規定を受け、平成30年度から市内の公園遊具等の点検を実施しております。点検の際、劣化診断及び基準診断から総合判定をしていることから、今後危険度の高い遊具から更新を進めてまいりたいと考えております。

次に、大人が利用できる公園遊具の整備についてであります。公園遊具には、児童遊具のほかに大人が利用できる健康遊具等もありますことから、地域の利用状況に応じた整備ができるよう研究してまいりたいと考えております。

次に、学力向上の取り組みについてであります。検定試験の取り組みにつきましては、当市においては一部の小中学校において検定試験に取り組んでいる学校があり、検定級取得に向けた意欲の向上や基礎学力の定着につながっている児童・生徒がいるものと認識しております。

検定試験に取り組む際の課題といたしましては、児童・生徒や保護者等の理解を得ることや受検料などの課題があり、補助制度も含めた市としての取り組みにつきましては研究が必要であると認識しております。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、英語教育についてであります。令和2年度より実施される新しい学習指導要領に基づく英語の教科化に伴い、小学校5年・6年生における授業時数や指導事項がふえるなど、指導にかかわる新たな課題等が生じております。

市では、平成31年度より授業時数を国に先行して増加させたり、外国語指導助手であるALTの配置時数を拡充させたりするなど取り組みを進めているところであります。

フォニックス学習法の取り組みを含め、詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いいたします。

次に、プログラミング教育についてであります。令和2年度より実施される新しい学習指導要領において新たに導入されるプログラミング教育についての基本的な考え方などを全ての教師が具体的に理解し、実践につなげていくことが必要であります。

今後は教師が自信を持ってプログラミング教育を実践できるよう学校への指導、助言等を進めてまいります。詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、子供の読書活動についてであります。市では、平成25年度に東大和市子ども読書活動推進計画を策定し、家庭や学校、市の関係課等が連携して児童・生徒の読書環境の整備に努めているところであります。

詳細につきましては、教育委員会から説明をお願いします。

次に、InstagramやLINEを活用した市の情報発信の現状についてであります。現在市におきましては、ソーシャルネットワークサービスを活用した情報発信としましてツイッターとフェイスブックを活用しているところでありますが、InstagramとLINEにつきましては活用はしておりません。

次に、InstagramやLINEの観光事業での活用についてであります。写真投稿に有効なInstagramにつきましては、観光情報を発信する上での効果に期待ができるものと認識しております。

一つの例ではありますが、第8回うまかんべえ〜祭におきましては、協賛企業がInstagramを活用してグルメ写真を適宜に情報発信をいたしました。新たなPR方法の一つとして、観光事業での活用については研究してまいりたいと考えております。

次に、その他の事業の活用についてであります。InstagramとLINEに関しましては、既に活用している自治体における取り組み事例を参考にするなど、行政としての効果的な活用について研究してまいりたいと考えております。

次に、平成31年3月17日に南街2丁目で発生した火災についてであります。午後10時17分ごろ火災が覚知され119番通報されたものでありますが、全焼1棟、半焼2棟、部分焼1棟、ぼや3棟で、焼損床面積が285平方メートルに及ぶ大きな住宅火災となりました。火災によるけが人は軽傷1人です。原因につきましては、当事者以外には教えることはできない旨、消防署から報告を受けております。

次に、今後の南街地区の火災対策の強化についてであります。東大和市内の消火栓の数につきましては、消防法に基づく消防水利の基準を満たしております。また、狭隘道路でも活動できるよう、消防団の体制として消防ポンプ車に可搬ポンプを積載しているほか、状況に応じて災害時ポンプ隊等の出動要請にも応えられるよう努めております。

今後につきましては、引き続き警戒活動や防火広報の強化、また火災時に適切かつ速やかな消火活動が行わ

れるよう訓練に努めてまいります。

以上です。

[市長 尾崎保夫君 降壇]

○教育長（真如昌美君） 学力向上の取り組みについてであります。検定試験の取り組みにつきましては、市内小中学校において、学校が各種の検定を紹介し、希望する児童・生徒が受検するなどして検定試験の取り組みを進めている学校がございます。

各種検定試験では、児童・生徒において検定級の取得を目的とすることで、試験に取り組む上での学習意欲の向上や基礎学力の定着等が促進されることがあるものと認識しております。

検定試験に取り組む際の課題といたしましては、受検料が発生することとあわせて、保護者や児童・生徒が検定試験の意義などへの理解を深めることや、教員の働き方の問題も含め、学校のかかわり方についての検討が必要であると考えております。

補助制度につきましては、他の自治体の事例を踏まえ、今後の研究が必要であると考えております。

次に、英語教育についてであります。小学校高学年における英語の教科化に伴い、年間授業時数が35時間から70時間に増加するとともに、聞く、話す活動とあわせて、書くこと、読むことの指導事項が追加されました。また、教科や単元の目標に応じた適切な評価がこれまで以上に必要となっております。

市では、本年度から小学校5・6年生における外国語活動の時間を国に先行して年間70時間実施することとともに、ALTの配置時数をこれまでの21時間から42時間に拡大いたしました。

また、書くこと、読むことの指導事項が追加されたことに伴い、研修会の実施や英語教育推進プロジェクトの取り組み等により指導力の向上に努めております。

フォニックス学習法につきましては、指導方法の工夫の一つとして捉え、学校の取り組み状況に応じて指導助言を行ってまいります。

次に、プログラミング教育についてであります。各小学校がプログラミング教育についての基本的な考え方や実践方法などについての理解を深め、授業実践につなげることが課題であります。

現在各小学校におきましては、コンピュータを活用したプログラミング教育の指導計画の作成やプログラミング教育を効果的に進めるための教材の選定等を進めております。

今後は推進校である第二小学校の取り組みを踏まえ、その成果と課題について市内の全小学校への共有を図るとともに、学校訪問等において指導助言を行うことにより効果的な実践につなげてまいります。

次に、子供の読書活動についてであります。市の児童・生徒の読書時間に関する推移につきましては、全体としてやや減少傾向にあります。平成30年度における小学校5年生及び中学校2年生の実態においては、全く読書をしないと回答した児童・生徒の割合がともに増加しております。

子供の読書活動に影響する要因につきましては、文部科学省の調査によりますと、幼児期の読み聞かせや保護者の読書量、図書館及び学校図書館の利用環境等、複数の要因が挙げられております。

読書時間の増加に伴う効果についてであります。学力調査結果において、読書が好きであるほど平均正答率が上昇する傾向が見られました。この結果から、読書活動の充実が学力向上に伴うものと捉えております。

教育委員会では、確かな学力を身につけるための取り組みの一環として、読書することはないと回答する児童・生徒を小学校では5%以下に、中学生では10%以下に減らすことを今後5年間の指標の一つとして掲げております。

市の取り組みとしましては、これまでも各学校に学校図書館指導員を配置するとともに、読書の動機づけや読書指導、読書習慣の定着に関する取り組みを行ってまいりました。

今後も家庭や学校等と連携し、これらの取り組みを継続し、また充実させてまいりたいと考えます。
以上でございます。

○議長（中間建二君） お諮りいたします。

本日の会議はこれをもって延会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中間建二君） 御異議ないものと認め、これをもって延会といたします。

午後 4時36分 延会